

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成29年12月13日

午前10時00分開会

●議長（佐藤議員） ただいまから、平成29年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

●議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番大野議員、2番中屋議員を指名いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

5番、竹田委員長。

●竹田委員長 議会運営委員会報告をいたします。

12月11日午前10時から、第5回議会運営委員会を開催し、平成29年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書、総務産業常任委員会所管事務調査報告書があります。

議会からの提出案件は、会期の決定、平成28年度各会計決算の認定について、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。

審議方法は、本会議で審議することに決定しました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

議案第82号から議案第90号は、平成29年度の各会計補正予算9件であります。

審議方法は、議長を除く12名をもって構成する平成29年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

議案第91号は一般議案、議案第92号は条例の一部改正で、いずれも本会議で審議することに決定しました。

一般質問は、9人であります。

本定例会の会期は、12月13日から15日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から15日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成29年9月13日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと存じます。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、定期監査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思えます。

以上で、定期監査報告を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第7、認定第1号 平成28年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、認第第8号 平成28年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 平成28年度厚岸町病院事業特別会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

本9件の審査については、平成28年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、大野委員長。

- 委員長（大野委員長） 平成28年度各会計決算審査の結果について、ご報告いたします。

平成29年9月13日、第3回定例会において、本委員会に付託されました認定第1号 平成28年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか8件の審査においては、去る10月17日、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上であります。

- 議長（佐藤議員） はじめに、認定第1号 平成28年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成28年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成28年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成28年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成28年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成28年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（佐藤議員） 日程第8、議案第82号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算、議案第83号 平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第84号 平成29年度厚

岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第85号 平成29年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第86号 平成29年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第87号 平成29年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第88号 平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第89号 平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第90号 平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、議案第82号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第88号 平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第82号、議案書の1ページであります。

平成29年度厚岸町一般会計補正予算、6回目。

平成29年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,976万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ94億754万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

2ページから4ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では11款17項、歳出では11款27項にわたってそれぞれ3億5,976万2,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。11ページをお開き願います。

歳入であります。

10款1項1目1節地方特例交付金30万5,000円の減。交付額確定による減であります。

11款1項1目1節地方交付税9,493万3,000円の増。普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料70万2,000円の増。厚岸情報ネットワーク使用料、インターネット加入者の増によるものであります。

4目農林水産業使用料44万5,000円の増。1節農業使用料44万8,000円の増。農業水道使用量決算見込みによる増であります。2節林業使用料3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、決算見込みによる減であります。

5目1節商工使用料4万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、決算見込みによる増であります。

6目土木使用料、3節住宅使用料227万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、住宅料の決算見込みによる減であります。

2節手数料、4目農林水産業手数料、1節農業手数料1万3,000円の増。決算見込み

による増であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金78万6,000円の増。幼稚園入所児童数を勘案しての施設給付費の増によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金174万6,000円の増。それぞれ説明欄記載の補助金について、歳出計上の総合行政情報システムの改修に伴う補助金であります。

2目民生費国庫補助金528万6,000円の減。1節社会福祉費補助金532万5,000円の減。障害者総合支援事業費補助金54万円の増は、歳出計上の総合行政情報システムのうち、障害者自立支援給付システム等システムの改修に伴う補助金の増、臨時福祉給付金給付事業費補助金586万5,000円の減は、当該給付金の確定による補助金の減であります。2節児童福祉費補助金3万9,000円の増。子ども子育て支援体制整備推進事業費補助金は、保育士における研修受講に対する補助金として新規計上であります。

3目衛生費国庫補助金、2節環境政策費補助金61万5,000円の減。合併処理浄化槽設置補助について事業費減に伴う補助金の減であります。

6目土木費国庫補助金2,453万7,000円の増。1節道路橋梁費補助金170万6,000円の減。交付額確定に伴う減であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金2,624万3,000円の増。太田門静間道路整備事業補助金1,030万4,000円の増は、事業費の確定に伴う補助金の増、特定防衛施設周辺整備調整交付金、道路橋梁維持分と道路新設改良分を合わせ1,593万9,000円の増。今年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、去る11月22日当該交付金の交付額が決定されました。この交付決定を受け、該当する各事業を精査し、交付金の最終配分調整を行い、道路橋梁維持93万9,000円の増は建設機械等整備事業へ、道路新設改良1,500万円の増は、太田2号道路防雪作整備事業へ充当する内容であります。

3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金43万7,000円の増。国民年金事務届出書の様式統一化に伴うシステム改修費に対する委託金の増であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金36万9,000円の増。1節社会福祉費負担金14万3,000円の減。民生委員、児童委員活動費負担金2万4,000円の増は、基準単価の改正増によるもの、保険基盤安定負担金16万7,000円の減は、後期高齢者医療分の保険税軽減分の変更による減であります。2節児童福祉費負担金51万2,000円の増は、幼稚園入所児童数を勘案しての施設給付費の増によるものであります。

次ページ、2項道補助金、2目民生費道補助金17万8,000円の増。1節社会福祉補助金5万1,000円の減は、老人クラブ運営費の減によるものであります。2節児童福祉費補助金22万9,000円の増。それぞれ説明欄記載の補助金について、決算見込みによる修正増減であります。

4目農林水産業費道補助金3,006万4,000円の増。1節農業費補助金113万1,000円の減。交付額確定による減であります。2節農業費交付金10万5,000円の減。事業計画変更に伴う減であります。5節水産業費補助金3,130万円、新規計上。地域づくり総合交付金の交付額決定による計上で、水産振興分2,980万円は、厚岸漁業協同組合が事業主体となり実施する事業で、補助採択を受けての計上、養殖事業分150万円は、水産増養

殖調査研究事業について、補助採択を受けての計上で、詳細は歳出でご説明いたします。

3 項委託金、1 目総務費委託金、5 節統計調査費委託金9,000円の減。

3 目衛生費委託金、1 節保健衛生費委託金1,000円の減。2 節環境政策費委託金1,000円の増。

4 目農林水産業費委託金5万3,000円の増。2 節林業費委託金3万3,000円の増。3 節水産業費委託金2万円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、北海道からの権限移譲事務委託金の交付決定による増減であります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入、町営牧場用地の対置場として1,000円の新規計上。

2 項財産売払収入、2 目1 節生産物売払収入1,362万9,000円の増。しいたけ菌床売払代申し込み数量の増により976万7,000円の増。カキ種苗売払代申込数量の増により19万5,000円の増。餌料藻類売払代販売見込みの増により366万7,000円の増であります。

7 目その他売り払い収入、2 節出資金等返還金収入3,000円、新規計上。一般社団法人北海道産炭地域振興センターへの出資につきましては、産炭地域投資育成事業基金の創設を目的として、昭和47年に出資しておりましたが、近年当該基金による新たな創業企業がなく、今後の基金の活用が見込めないことから、本年5月当該基金が廃止されたところであります。基金の廃止に伴い、基金の残余財産をそれぞれ出資団体に配分されることとなり、当町への配分として3,000円の計上であります。

18 款1 項寄附金、1 目1 節一般寄附金9,100万円の増。一般寄附金100万円は、匿名希望の方からの寄附金、ふるさと納税分はこれまでのふるさと納税制度による寄附金を勘案しての補正計上で、寄附金総額1億9,000万円を見込む予算計上であります。

3 目民生費寄附金、1 節社会福祉費寄附金7万4,000円、新規計上。曹洞宗北海道青年会様ほか、匿名希望の方からの寄附金であります。

8 目1 節消防費寄附金3万円、新規計上。厚岸町女性団体連絡協議会様からの寄附金であります。

9 目教育費寄附金、1 節社会教育費寄附金99万8,000円、新規計上。情報館図書資料購入費用として、東京都目黒区フクダヒトシ様からの寄附金であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目1 節地域づくり推進基金繰入金78万6,000円の増。歳出計上の保険福祉総合センター備品整備事業へ充当するもので、詳しくは歳出でご説明いたします。

4 目1 節まちおこし基金繰入金78万円の増。歳出計上のまちおこし補助金の財源計上であります。

20 款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金9,993万円の増。平成28年度決算における繰越金全額の計上であります。

21 款諸収入、6 項3 目3 節雑入421万3,000円の増。次ページにわたり、主に造林事業助成金200万円は株式会社ニトリ様からの助成金、いきいきふるさと推進事業助成金養殖事業100万円は北海道市町村振興協会からの助成金の交付決定による計上、このほかそれぞれ説明欄の事業について、収入見込みによる補正計上であります。

22 款1 項町債、1 目農林水産業債、2 節林業債150万円の減。



6目土木債、2節道路橋梁債440万円の増。

7目1節消防債40万円の減。それぞれ説明欄記載の事業について、事業費執行見込みによる充当債の補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

17ページをお開き願います。歳出であります。

1款1項1目議会費12万9,000円の減。道内視察研修について、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1億11万7,000円の増。22ページまでわたりますが、主に町表彰名誉町民9万9,000円の減は、名誉町民年金17万5,000円の減は、名誉町民であった元菅原厚岸町長の逝去に伴う名誉町民年金の減。償賜金5万円、新規計上は、本町出身の佐藤綾乃さんがスピードスケート競技において、過日開催されたワールドカップ第1戦マスタートでの個人優勝並びにチームパシュートでの団体優勝と世界新記録を樹立するという輝かしい成績を収められたことに対して、厚岸町特別表彰規則に基づく特別表彰としての償賜金の計上のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。次ページ、ふるさと支援推進6,723万4,000円の増は、ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料の増のほか、ふるさと納税管理システム導入委託料及び同システム借上料64万8,000円の新規計上は、ふるさと納税ワンストップ特例の利用に伴うシステム導入等経費の計上。ふるさと納税基金3,361万8,000円の増は、ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案しての基金積立金の増のほか、それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みを勘案しての増減であります。

2目簡易郵便局費3万2,000円の増。主に賃金改定による増であります。

3目職員厚生費21万9,000円の増。次ページにわたり、主に職員研修16万4,000円の増は、職員研修実施委託料の増で、このほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増であります。

4目情報化推進費1,206万4,000円の増。総合行政情報システム運営53万7,000円の増は、主に印刷プリンター用インク代の増。厚岸情報ネットワーク99万7,000円の増は、主に光りケーブル修繕料の増。厚岸情報ネットワーク整備事業421万6,000円の増は、電柱移設の増及びIP告知端末の新規設置数の増。総合行政情報システム整備事業113万円の増は、主に北海道自治体情報セキュリティクラウドへのネットワーク接続のための導入委託料の増。総合行政情報システム整備事業番号制度システム整備150万7,000円の増は、マイナンバーカード等の記載事項追加によるシステム改修整備費の増。次ページ、総合行政情報システム整備事業の介護保険事業215万9,000円の増。障害者総合支援事業108万円の増。国民年金43万8,000円の増は、それぞれ制度改正等に伴う各システムの改修経費の計上であります。

5目交通安全防犯費14万9,000円の増。それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

6目行政管理費3万9,000円の増。情報館内町史編纂資料室に設置する電気ストーブの購入費の計上であります。

10目企画費1,053万8,000円の減。次ページにわたり、まちおこし補助金78万円の増

は、先に内定しておりました姉妹都市中学生等国際交流事業について、北海道からの補助金が当初予定を下回り交付決定となったことによるまちおこし補助金36万1,000円の増及び厚岸町菌床キノコ生産団体より高付加価値商品の開発のための生産地視察と新たな販路開拓のための市場視察に要する事業費64万4,000円に対し、まちおこし補助金交付要望額は41万9,000円、計78万円を補助する補助計上であります。地域おこし協力隊966万3,000円の減は、主に地域おこし協力隊員について、委嘱時期の遅れによる隊員報酬、活動費等の減であります。地域おこし協力隊住宅整備事業165万5,000円の減は、主に改修工事費の確定による減であります。

11目財産管理費1万4,000円の減。アスベスト測定分析等委託料について事業費確定による減であります。

12目車両管理費95万円の増。次ページにわたり、主に公用車両スタッドレスタイヤ、燃料費、修繕料の増であります。

2項徴税費、1目賦課納税費6万円の増。賃金改定による増であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費9,000円の減。それぞれの統計調査事務委託金に合わせ、事業費を調整増減するものであります。

6項1目監査委員費3万5,000円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費442万7,000円の減。次ページにわたり、主に社会福祉一般15万1,000円の増は、前年度執行した年金生活者等支援臨時福祉給付金事業について事業費の確定に伴い、既収入の補助金を返還するとして9万円の新規計上。多機能共生型地域交流センター18万3,000円の増は、燃料費及び電気料の増。保健福祉総合センター健康広場110万1,000円の増は、保健福祉総合センターの燃料費として55万6,000円の増及び暖房用循環ポンプのほか、修理費として53万8,000円の増。施設清掃委託料は最低賃金の改定に伴う委託料の増。臨時福祉給付金給付及び次ページ、臨時福祉給付金給付事務は、それぞれ事業費の確定に伴う補正であります。

4目老人福祉費111万9,000円の減。次ページにわたり、主に老人福祉費一般19万9,000円の増は、高齢者生活実態アンケート調査の実施に伴う切手代の増。介護予防生活支援高齢者福祉費15万9,000円の増は、生活管理指導員派遣について利用時間増による委託料の増。福祉バス運行、次ページにわたり、バス修理費として11万6,000円の増。高齢者等通院交通費助成130万5,000円の減は、利用者数の見込み減に伴う減であります。介護保険特別会計65万8,000円の増は、繰出金の増で、そのほかはそれぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

5目後期高齢者医療費1,022万8,000円の減。後期高齢者医療一般941万2,000円の減。北海道後期高齢者医療広域連合負担金、前年度の療養給付費負担金の精算による減額であります。後期高齢者医療特別会計81万6,000円の減。繰出金の減であります。

7目自治振興費552万4,000円の増。次ページ、地方バス路線維持対策は、運行する釧路バスからの決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。内訳として、生活交通路線国庫補助金対象である霧多布線系統1分が444万3,000円の増、町単独路線の床潭線が65万8,000円増、同じく、町単独路線の霧多布線系統2分が、関係する浜中町と不足分を折半し37万5,000円

増で、計547万6,000円の増であります。地域公共交通対策4万8,000円の増は、主に職員旅費の増であります。

8目社会福祉施設費191万8,000円の増。集会所86万8,000円の増は、主に修繕料では松葉地区集会所軒先軒天井の修理費として36万1,000円、湖南地区及び若松地区集会所の畳表替えとして38万9,000円の計上、備品購入費では湖南地区集会所でのガス炊飯器及び真栄地区集会所でのガス給湯器がそれぞれ故障に伴う更新であります。生活改善センター105万円の増は、主に修繕料では風除室フロアヒリンジなど建具修理として24万3,000円、窓ガラス亀裂破損に伴う修理費として31万9,000円の計上、備品購入費では老朽化により故障し、ガス給湯器の更新のほか、老朽化及び天板部分の破損等により使用できなくなった会議用テーブル20台の更新として42万1,000円の計上であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費263万円の増。児童福祉費一般、施設型給付費負担金240万9,000円の増は、幼稚園の入所児童数の増に伴う負担金の増。子育て支援対策妊婦健康診査通院費助成28万円の増は対象者数の増。次ページ太田僻地保育所及び保育所整備事業は、事業費確定に伴う減額補正であります。

3目ひとり親福祉費50万5,000円の増、医療補助費の増であります。

4目児童福祉施設費792万2,000円の減。次ページにわたり、真竜保育所39万6,000円の増は、主に入所児童数の増による賄材料費の増。宮園保育所61万5,000円の増は、主に入所児童数の増に伴う賄材料費19万2,000円の増。高圧電気設備の修理費として44万5,000円のほか、執行見込みによる増減であります。厚岸保育所118万4,000円の増は、主に賄材料費の増は、入所児童数の増に伴う計上であります。そのほかは執行見込みによる増減であります。湖北地区保育所建設事業1,014万円の減は、当初保育所の建設に当たり、基本計画の策定を委託業務により行うこととしておりましたが、これを直営で策定したことによる当該業務委託料を減額し、代わって建設に向けた基本設計委託料を振替計上する内容であります。そのほかは執行見込みによる増減であります。

5目児童館運営費7万円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費111万円の増。健康づくり一般は財源内訳補正。妊婦出産包括支援産後ケア事業利用料助成32万3,000円の増は、利用者が当初見込みを上回ったことによる増で、保健福祉総合センター備品整備事業78万7,000円、新規計上は、健康増進室に設置しておりますマッサージチェア2台が老朽化により使用不能となったことによる同機器を更新するもので、財源につきましては大地みらい信用金庫様からの寄附金で積み立てた地域づくり推進基金を活用するものであります。

3目墓地火葬場費8万6,000円の増。斎場天井の修理費のほか、墓地は財源内訳補正であります。

4目水道費4万8,000円の減。簡易水道事業特別会計繰出金の減であります。

5目病院費7,000万円の増。病院事業会計への負担金及び補助金の計上であります。現時点における医業収入を見込んでの収支不足補填分を含め、補正後総額を4億4,876万5,000円とするものであります。

6目乳幼児医療費82万7,000円の増。次ページにわたり、乳幼児医療74万4,000円の増

は、医療費の見込み増によるもの。乳幼児医療事務8万3,000円の増は、審査支払手数料の増であります。

2項環境政策費、1目環境対策費補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

2目水鳥観察館運営費2万5,000円の減。それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

3目廃棄物対策費6万2,000円の増。廃棄物対策一般10万5,000円の増は、今後における廃棄物処理施設計画の策定のための職員旅費の計上で、生ごみ分別資源化は事業費確定による減であります。

4目ごみ処理費352万1,000円の増。次ページにわたり、主にごみ処理場の電気料として204万4,000円の増。ごみ処理場の焼却設備ほか、修繕料として196万円の増のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目し尿処理費44万円の増。次ページにわたり、汚水処理施設158万8,000円の増は、主に公共下水道で汚水等の処理を行うミックス施設の処理量の増加に伴う薬品代、汚泥除去委託料の増によるもので、そのほかについてはそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目下水処理費370万円の減。補助金の確定見込みによる減であります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費5万2,000円の増。職員旅費の増であります。

2目農業振興費6万7,000円の減。中山間地域等直接支払事業14万円の減は、対象面積が減少したことによる事業費の減。新規就農者誘致事業7万3,000円の増は、厚岸町新規就農者誘致条例に基づく固定資産税の税額に対する補助金の計上であります。

3目畜産業費11万5,000円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6目牧野管理費660万円の減。主に教材費及び賃金の減は、雇用予定数を下回ったことによる減で、そのほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7目農業施設費63万7,000円の増。尾幌酪農ふれあい広場61万76,000円の増は、主にふれあい館の排煙窓ほか、施設の修繕料の増であります。上尾幌ふれあい体験農園は、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目農業水道費76万6,000円の減。次ページ、それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みに伴う増減であります。

9目堆肥センター費14万7,000円の増。主に施設電気料の増であります。

2項林業費、1目林業総務費2,000円の減。次ページにわたり、町有林管理は執行見込みによる増減、有害鳥獣駆除奨励は財源内訳補正であります。

3目造林事業費50万9,000円の増。追加工事による増であります。

4目林業施設費12万8,000円の増。それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

5目特用林産振興費527万2,000円の増。きのこ菌床センターにおける菌床申し込み数量の増に伴う菌床製造購入費の増であります。

3項水産業費、1目水産業総務費4万1,000円の増。職員旅費及び印刷製本費の増であります。

2 目水産振興費2,966万円の増。次ページにわたり、水産振興一般15万7,000円の増は、厚岸漁港若竹第2埠頭における漁港休憩施設の建設について、国庫補助事業の採択を受けるための図面作成委託料の計上であります。あさり挟み漁場回復事業29万7,000円の減は、事業費確定による減。新基幹業務システム構築事業480万円は、データを一元管理し、電算分野のスピードを向上させ、現場的な荷受販売を含め管理体制の強化を図るためのシステム整備経費。市場衛生管理システム導入事業820万円は、長時間の鮮度保持と魚体崩れを防止する高鮮度保持設備整備として、魚タンク100基の購入。沿岸漁業作業省力化機器導入事業820万円は、作業効率の向上と一定水準を保つ生産出荷体制の構築を図るとして、昆布小型選別機16台、カキばらし機11台の購入。カラガキ選別機・洗浄機導入事業860万円は、作業効率の向上と、一定水準を保つためのカラガキ選別機7台、洗浄機6台を購入するもので、この4事業は全て厚岸漁業協同組合が事業主体となり、地域づくり総合交付金の補助採択を受け、新規計上するものであります。

3 目漁港管理費3,000円の増。執行見込みによる減であります。

5 目養殖事業費119万7,000円の増。次ページにわたり、カキ種苗生産140万1,000円の減は、主に臨時職員賃金の減のほか、執行見込みによる増減。カキ種苗生産87万3,000円の増は、餌料藻類売払料の増に伴う増。水産増養殖調査研究172万5,000円の増は、主に地域づくり総合交付金及びいきいきふるさと推進事業助成金の補助採択を受け、試験研究用消耗品、プランクトン分析、カキ成分分析委託料等の関係経費の計上であります。

6 目水産施設費3万3,000円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増で、床潭地区漁村センター整備事業1万4,000円、新規計上は、当該施設の敷地において保有地、境界等の確定に伴う土地購入費の計上であります。

6 款 1 項商工費、1 目商工総務費、消費生活相談業務委託料1,000円の増。

2 目商工振興費280万円の減。商工会事務局人件費の減に伴う補助金の減であります。

3 目食文化振興費346万8,000円の増。味覚ターミナル道の駅68万3,000円の増は、主にコンキリエの炙屋排煙装置及び非常灯設備のほか、修繕料として134万9,000円の増。委託料64万8,000円の減は、本年度において新たなパンフレットを作成する予定でしたが、観光パンフレットの新調にあわせ観光情報等を精査中であることから、次年度での作成を行うこととし、本年度の予算を減額するものであります。厚岸味覚ターミナル整備事業278万5,000円の増。修繕料199万4,000円の増は、レストランのタイルカーペット及び魚介市場のフロア改修として、備品購入費79万4,000円の増は、故障により使用できなくなった炙屋冷蔵ショーケースの更新であります。

4 目観光振興費64万7,000円の減。観光宣伝64万8,000円の減は、次ページにわたり、先の食文化振興費でもご説明いたしましたが、観光パンフレット作成業務委託料の減で、パンフレットに搭載する本市における四季折々の観光情報や新たに搭載する観光情報等を調査中であることから、次年度での作成をすることとし、当該予算を減額するものであります。アヤメ保護育成は財源内訳補正。ご当地キャラクター制作につきましては、最初に制作したうみえもんの修理費のほか、2 体目制作費確定による減であります。

す。

5目観光施設費16万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費45万9,000円の増。主に土木車両の燃料費及び修繕料の増であります。

3目土木用地費13万2,000円の減。

4目地籍調査費2万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費352万6,000円の増。次ページにわたり、道路橋梁管理46万円の増は、町道ほか補修に係る車借上料、原材料費の増。次ページ、道路照明管理286万9,000円の増は、街頭照明の電気料及び修繕料であります。真栄大通りほか整備事業、橋梁長寿命化整備事業につきましては、当該事業に対する本年度の社会資本整備総合交付金について、当初見込みを上回る交付決定となったことを受け、事業費を増とするものであります。橋梁長寿命化計画策定事業につきましては、事業費確定による減であります。

2目道路新設改良費3,045万9,000円の増。次ページにわたり、床潭末広間道路整備事業は、主に事業予算内における組み替え補正。太田門静間道路整備事業の28国債分は事業費確定による調整増減。29国債分は当該事業に対する国庫補助金について追加交付決定を受け、事業内精査のほか当該工事費の増であります。湾月町通り整備事業は財源内訳補正。太田2号道路防雪柵整備事業1,563万9,000円の増は、次ページにわたり、防雪柵設置に係る実施設計委託料と整備費の増で、この増額にあつては歳入予算でもご説明いたしました。が、本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付決定を受け、当該交付金の対象事業を精査の上、当該事業へ追加配分による増額補正であります。事業費支弁人件費は執行見込みによる補正増減であります。

3目除雪対策費1億2,263万円の増。除雪対策補正後額を1億7,581万7,000円とし、おおむね10回分の除雪出動に要する予算計上となります。

3項河川費、1目河川総務費19万2,000円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載の事業について、執行見込みによる補正増減であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費3万7,000円の減。執行見込みによる減であります。

3目下水道費536万3,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減であります。

5項公園費、1目公園管理費8万6,000円の減。執行見込みによる増減であります。

6項住宅費、2目住宅管理費239万4,000円の増。次ページにわたり、主に町営住宅246万円の増は、主に宮園団地の非常灯及びエレベーター関連設備の修繕料が増となっており、このほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる補正増減であります。

8款1項消防費、1目常備消防費314万2,000円の増。次ページにわたり、釧路東部消防組合317万7,000円の増は、主に職員人件費及び施設等修繕料の増による負担金の増で、このほかは説明欄記載の事業について、事業費確定に伴う増減であります。

2項災害対策費、次ページにわたり、3万6,000円の減。災害対策18万8,000円の増は、主に今後整備予定している防災行政無線のデジタル化に向けた先進地視察旅費のほ

かの計上で、このほかは説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う補正増減であります。

3目消防施設費10万2,000円の減。事業費確定による減であります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費53万9,000円の減。執行見込みによる減であります。

6目スクールバス管理費280万円の増。スクールバス運行委託料の増のほか、主にスクールバススタッドレスタイヤ購入及び車両修繕料の増であります。

次ページ、2項小学校費、1目学校運営費48万3,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目学校管理費74万3,000円の増。次ページにわたり、主に賃金6万6,000円の増は、臨時職員の賃金改定による増。修繕料73万2,000円の増は、旧厚静小学校の屋根部分がかとし9月の台風18号により剥離・落下したことによる修繕料と真龍小学校玄関アルミドアほか修繕料の増で、そのほかは執行見込みによる増減であります。

3目教育振興費121万7,000円の増。要準要保護児童就学援助等120万4,000円の増は、本年度における対象児童数の増による執行見込みの増のほか、要保護世帯の児童が来年4月に就学する場合において、制度改正により本年度内に就学援助費を支給することとなったことから、この制度改正にあわせ、要準要保護世帯の児童に対しても年度内に就学援助費を支給するための増額であります。このほかは説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

3項中学校費、1目学校運営費245万8,000円の増。次ページにわたり、厚岸中学校の光熱水費の増は、電気使用量の増によるほか、それぞれ執行見込みによる増減であります。

2目学校管理費27万1,000円の増。賃金32万4,000円の増は賃金改訂による増で、修繕料45万6,000円の増は、太田中学校消化配管漏水修理のほかの計上で、そのほかはそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目教育振興費42万1,000円の増。主に、要準要保護児童生徒援助等42万6,000円の増は、本年度における対象生徒数の減による執行見込み減のほか、小学校費と同様に来年4月に就学する準要保護世帯の生徒に対しても年度内に就学援助費を支給するための増額であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費1万9,000円の増。次ページにわたり、賃金改定による増であります。

3目公民館運営費8万7,000円の増。ことし9月の台風18号により被災した末広公民館外壁の修繕料であります。

5目博物館運営費54万2,000円の増。主に海事記念館修繕料19万9,000円の増は、照明設備及びボイラーの修繕料で、そのほかは執行見込みによる増であります。

6目情報館運営費157万円の増。賃金は賃金改訂による増で、備品購入費99万9,000円の増は、図書購入費の計上で、寄附金による購入であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費3万7,000円の減。次ページにわたり、執行見込みによる減であります。

2目社会体育費148万7,000円の増。次ページにわたり、主に体育施設修繕料119万2,000円の増は、海洋センター暖房機、宮園公園野球場バックネットほかの修理費のほか、

台風18号による海洋センター艇庫シャッターの修繕料であります。そのほかはそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目温水プール運営費14万7,000円の増。主に賃金改定による賃金の増であります。

4目学校給食費52万1,000円の増。修繕料48万7,000円の増は調理器具ほかの修理、備品購入費3万4,000円の増は食缶器の購入であります。

次ページ、11款1項公債費、1目元金13万9,000円の増。平成18年度債の政府の財政融資資金である臨時財政対策債が平成29年3月25日に、減収補填債が平成29年3月31日に、10年目の金利見直しが行われ、借入時の金利がともに1.7%が0.01%となり、残り10年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ、本年度の元金償還の増分13万9,000円を合わせて補正計上するものであります。この金利見直しにより、今年度の金利支払い額が約1,413万4,000円軽減となるものであります。

2目利子192万2,000円の減。長期債償還利子では、平成28年長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う161万8,000円の減。元金でご説明しました政府系資金の金利見直し分30万4,000円の減となる調整計上であります。

12款1項1目給与費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費であります。

当初予算で計上した共同利用漁船整備事業について、国の繰越承認を経て平成30年度に繰り越して執行するため、9,990万円の繰越明許費を設定するものであります。

再び1ページへお戻り願います。

第3条債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加、変更は第3表債務負担行為補正による。

6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正。はじめに追加であります。

事項欄記載の2件について、記載の期間に各限度額をもって債務を負担するものでございます。

次に変更であります。

既に債務負担行為を設定しております記載の事項について、限度額を記載のとおり変更するものであります。下段に調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条地方債の補正であります。

地方債の変更は第4表地方債補正による。

7ページをお開きください。

第4表地方債補正変更であります。

緊急防災減災事業70万円の増。辺地対策事業450万円の増。過疎対策事業120万円の



減。公有林整備事業150万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

8 ページをご覧ください。

地方債に関する補正調書であります。表の下段、合計欄、平成28年度末現在高95億8,464万4,000円。平成29年度中起債見込額 6 億8,510万円。平成29年度中元金償還見込額 9 億7,531万円。補正後の平成29年度末現在高見込額は92億9,443万4,000円となるものであります。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

次に、議案第83号であります。

議案書 1 ページであります。

平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。平成29年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ236万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,596万4,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入では、1 款 1 項、歳出では 6 款 8 項にわたって、それぞれ236万3,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目 1 節財政調整交付金236万3,000円の減。補正財源として減額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 7 万1,000円の減。執行見込みによる増減であります。

2 項徴税费、1 目付加徴収費1,000円の減。職員旅費の減であります。

5 項 1 目特別対策事業費10万4,000円の増。主に賃金は賃金改定による増であります。

3 款 1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金50万円の減。執行見込みによる減であります。

4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、次ページにわたり、7,000円の増であります。

5 款 1 項老人保健拠出金、2 目老人保健事務費拠出金5,000円の減。

6 款 1 項 1 目介護納付金191万4,000円の減。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 1 万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる補正増減であります。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

続きまして、議案第84号であります。

議案書1ページであります。

平成29年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。平成29年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ92万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,529万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、5款6項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ92万7,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料92万7,000円の増。太田地区及び方無去地区の計量使用料の見込み増によるものであります。3節過年度収入2万9,000円の増。収入額確定による計上であります。

2項手数料、1目水道使用料、1節給水工事手数料1万8,000円の増。収入額確定による計上であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金116万7,000円の減。地域づくり総合交付金の交付額確定による減額補正であります。内訳として、片無去浄水場整備事業分が71万7,000円の減。太田浄水場整備事業分が45万円の減であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金4万8,000円の減。補正財源調整に伴う減であります。

7款諸収入、1項1目1節雑入21万4,000円の増。消費税及び地方消費税還付金の増であります。

8款1項町債、1目水道債、1節水道事業債90万円の減。糸魚沢地区配水管整備事業債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

2項水道費、1項1目水道事業費92万7,000円の減。次ページにわたり、主に簡易水道施設修繕料95万2,000円の増は、上尾幌地区仕切弁修理及び既設メータ設備の撤去費ほかの修繕料の増。そのほかはそれぞれ説明欄記載の事業について事業費確定に伴う補正増減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表地方債の補正」によ

る。

4 ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。簡易水道事業90万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5 ページ、地方債に関する補正調書であります。表の下段、合計欄の平成28年度末現在高5,831万円。平成29年度中起債見込額1,410万円。平成29年度中元金償還見込額80万2,000円。補正後の平成29年度末現在高見込額は7,160万8,000円となるものであります。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号であります。

議案書の1ページであります。

平成29年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）。平成29年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,947万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,933万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では、6款6項、歳出では3款4項にわたって、それぞれ6,947万5,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8ページをお開き願います。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節下水道費負担金8万3,000円の増。本年度賦課分の増によるものであります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節下水道使用料728万9,000円の増。使用見込み増によるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金3,630万円の減。当初見込んでいた補助金の配分額の確定による減であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金536万3,000円の減。補正財源調整に伴う減額補正であります。

6款諸収入、2項1目1節雑入438万4,000円の減。消費税及び地方消費税還付金の減であります。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債3,080万円の減。公共下水道事業費の減に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費、下水道一般11万4,000円の増。それぞれ説明欄記載について、執行見込みによる増であります。

2目2目管渠管理費91万6,000円の増。主に湖北中継ポンプ場の電磁溶接機ほかの修理費として83万5,000円の増のほか、執行見込みによる増減であります。

3目処理場管理費105万7,000円の増。次ページまでわたりますが、主に消耗品39万7,000円の増は、終末処理場の薬品代として。修繕料39万4,000円の増は終末処理場内の照明設備修理費の計上。備品購入費99万4,000円、新規計上は、水質検査機器の老朽化により修理不能となったことによる当該機器の更新経費であります。

4目普及促進費25万4,000円の減。事業費確定に伴う減であります。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費7,111万3,000円の減。公共下水道事業補助金は、補助金の交付決定を受けて事業費を調整減とするもので、補正後額は1億9,823万5,000円となります。起債分は事業執行見込みによる増減であります。

2款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目下水道使用料還付金、公共下水道使用料還付金として、次ページにわたり、2万9,000円、新規計上であります。

3款1項公債費、1目元金補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

2目利子22万4,000円の減。平成28年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正変更であります。公共下水道事業3080万円の減。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5ページ、地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄平成28年度末現在高38億8,664万9,000円。平成29年度中起債見込額1億3,570万円。平成29年度中元金償還見込額3億1,244万2,000円。補正後の平成29年度末現在高見込額は37億990万7,000円となるものであります。

以上で、議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第86号であります。

議案書1ページであります。

平成29年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2回目）。平成29年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ156万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,521万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入では5款6項、歳出では5款7項にわたって、それぞれ156万1,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款サービス収入、2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入、1 節居宅支援サービス計画費収入43万2,000円の減。

3 項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1 目1 節介護予防ケアマネジメント事業費収入47万6,000円の増。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目地域支援事業交付金、1 節介護予防日常生活支援総合事業交付金26万9,000円の増。2 節その他地域支援事業交付金13万8,000円の減。

5 款1 項支払基金交付金、2 目1 節地域支援事業支援交付金45万5,000円の増。

6 款道支出金、2 項道補助金、3 目地域支援事業交付金、1 節介護予防日常生活支援総合事業交付金20万4,000円の増。2 節その他地域支援事業交付金6万9,000円の減。それぞれ対象事業費に伴う補正増減であります。

8 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金65万8,000円の増。補正財源調整による増額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費50万年円の増。職員人件費、超過勤務手当の増であります。

3 項介護認定審査会費、2 項認定調査等費10万4,000円の増。賃金改定に伴う増であります。

2 項保険給付費1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費200万円の減。給付見込み減によるものであります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費17万1,000円の減。執行見込みによる増減のほか、職員人件費は財源内訳補正であります。

2 目任意事業費29万3,000円の減。次ページにわたり、執行見込みによる増減であります。

3 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目総合事業サービス費264万4,000円の増。主に負担金の増につきましては、それぞれ説明欄記載の内容について見込みを上回る利用者の増によるものであります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第1 号被保険者介護保険料還付金20万円の増。主に申告に伴う保険料還付金の増であります。

8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目包括的支援事業費57万7,000円の増。職員人件費は超過勤務手当として20万円の増。介護予防支援37万7,000円の増は、要支援認定者数の増に伴う事業費の増であります。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号であります。

議案書1 ページであります。

平成29年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）。平成29年度厚岸町の

後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ492万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,188万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに、2款2項にわたって、それぞれ492万8,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分591万円の減。主に、当初見込んでいた特別徴収の割合が下回ったことによる減であります。

2目普通徴収保険料、1節現年度分1,150万9,000円の増。特別徴収からの割合増によるほか、徴収率の増に伴う増であります。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金81万6,000円の減。補正財源調整に伴う減額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3万7,000円の増。職員旅費であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金489万1,000円の増。後期高齢者医療広域連合への負担金について、主に前年度の事務費負担金の精算のほか、保険料の増に伴う負担金の増であります。

以上で議案第87号の説明を終わります。

続きまして、議案第88号であります。

議案書1ページであります。

平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）。平成29年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,221万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入歳出ともに、1款1項にわたって、それぞれ109万3,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

8 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金109万3,000円の増。補正財源としての計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費109万3,000円の増。共済費及び賃金107万1,000円の増は、主に臨時介護員の増によるもので、そのほかは執行見込みによる増減であります。

以上をもちまして、議案第82号平成29年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第88号平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第89号平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算（1 回目）の内容について説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条、総則。

平成29年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。年間総配水量は2万7,861立方メートルの増で、129万1,762立方メートル、1日平均給水量は76立方メートルの増加で3,539立方メートルであります。

主な建設改良事業について、配水管布設替等事業を30万円減額し、170万円に、メーター設備事業を400万9,000円減額し、4,951万1,000円に、排水管耐震化計画策定業務を94万円減額し、1,296万円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1 款水道事業収益を644万2,000円増額し、3 億463万4,000円とするもので、内訳は1 項営業収益が644万2,000円の増でございます。

支出につきましては、1 款水道事業費用を821万円増額し2 億7,509万9,000円とするもので、内訳は1 項営業費用が814万6,000円の増、2 項営業外費用が6 万4,000円の増でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

6 ページをお開き願います。

はじめに、収益的収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益は647万4,000円の増。これまでの収益実績を反映したことによる増額でございます。

2 目受託工事収益は3 万2,000円の減で、道路改良工事に伴う消火栓移設工事に対する補償金の減でございます。

次に、収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は55万3,000円の減額で、委託料が各委託業務の執行額確定により123万7,000円の減。修繕費で浄水場などの施設修繕のため68万4,000円の増でございます。

2 目配水及び給水費は812万円の増額で、配水管などの漏水に対応するため、委託料で132万6,000円の増、修繕費で679万4,000円の増でございます。

3 目受託工事費は、修繕費で43万2,000円の増で、道路改良工事に伴う既設消火栓の移設で、新たに消火栓本体の修理が必要となったためでございます。

4 目総係費は12万4,000円の増で、各節執行見込みを勘案した増減で、内容は説明欄記載のとおりであります。

5 目減価償却費は2万3,000円の増で、平成28年度の建設改良事業の執行額が確定したことなどによる増でございます。

7 ページをご覧ください。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費は4万7,000円の減。平成28年度分の企業債借入額及び企業債利率確定による減でございます。2 目消費税及び地方消費税は11万1,000円の増で、収益的収入で給水収益の増額などに伴い、見込まれる納付額の増でございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1 款資本的収入を30万円減額し、350万円とするものであります。内訳は、1 項企業債が30万円の減であります。

2 ページをお開き願います。

支出では1 款資本的支出を522万3,000円減額し、1 億3,510万7,000円とするもので、内訳は1 項建設改良費が524万3,000円の減、2 項企業債償還金が2万円の増でございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

1 款資本的収入、1 項1 目企業債は30万円の減。対象工事の執行内容執行確定による減であります。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項1 目建設改良費は29万4,000円の減。これは配水管布設替工事の執行額確定による減であります。

2 目総係費は94万円の減。委託業務の執行額確定による減であります。

3 目メーター設備費は400万9,000円の減。住宅などの新築が増加したことによる、新設メーター取り付け台数の増と研磨メーターの取り付け台数確定による減などによるものであります。

2 項1 目企業債償還金は2万円の増で、平成28年度に借り入れた企業債の償還利息確定によるものであります。

ここでまた1 ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入が、資本的支出に対し不足する額1 億3,



160万7,000円について、過年度分損益勘定留保資金1,949万3,000円、当年度分損益勘定留保資金9,919万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額491万5,000円及び減債積立金800万円で補填するものでございます。

2 ページをお開き願います。

第5条、企業債の補正であります。企業債の予定額を30万円減額し、350万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

3 ページと4 ページは補正予算実施計画、5 ページは水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書、飛びまして8 ページと9 ページは予定貸借対照表、10ページと11ページは会計処理の基準や手順を示した注記でございます。

いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第90号 平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、その内容を説明いたします。

議案書1 ページです。

はじめに、第1条総則です。

平成29年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正です。(1)では、患者数のうち、年間延べ患者数について、入院患者では365人を減じて1万2,775人に、外来患者では1,701人を減じて4万8,600人とするもので、合計6万1,375人と見込むものです。

これにより、1日平均患者数ですが、入院患者では1人減の35人に、外来患者では7人減の200人、合計1日235人となるものです。

次に、2ページの第3条収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書6ページをお開きください。

はじめに、収益的収入であります。1款病院事業収益で4,895万3,000円の増。1項医業収益では1,740万3,000円の減。1目入院収益1,741万4,000円の減。1日平均1人減の計上で、入院収益減額の見込みであります。2目外来収益363万3,000円の減。こちらも1日平均7人減による外来収益減額の見込みです。4目負担金1節一般会計負担金364万4,000円の増です。救急医療対策費補助362万円増のほか、一般会計からの負担金の12月期における計数整理による増額です。

2項医業外収益6,635万6,000円の増。内訳は、5目他会計補助金542万3,000円の増。6目他会計負担金6,093万3,000円の増。それぞれ12月期での病院事業への町からの負担金、補助金として、計数整理を含めた増減補正となっております。後ほど補助金全体で説明いたします。

次に7ページ、収益的支出であります。

1款病院事業費用687万3,000円の増。1項医業費用687万3,000円の増。2目材料費435万7,000円の減。主に入院患者数減による薬品診療材料費の減額計上であります。3目

経費では1,123万円の増。3節旅費交通費で190万7,000円の増。出張医及び移転旅費の増。10節手数料で77万8,000円の増。感染性医療廃棄物処理手数料の補正。13節修繕費で435万4,000円の増。医療機械修理費の増で、主に医療ガス警報監視盤の動作不良による交換修理410万円となっています。15節使用料では131万円の増。主に医療機器使用料の増で在宅酸素濃縮器91万7,000円、在宅での人工呼吸器レンタル料14万1,000円の増であります。16節委託料では288万1,000円の増。主に臨床検査委託料129万9,000円の増を始め、説明欄記載のとおりであります。

以上が収益的収入及び支出の内容説明であります。

3ページにお戻りください。

第4条、他会計からの補助金であります。内容につきましては、本表記載のとおりですが、企業債償還利息補助不採算地区病院運営経費補助が主な増額となっているほか、10月期での計数整理を含め、補正予定で7,000万円の増額、補正後の総額が4億4,876万5,000円とする内容であります。

4ページは補正予算実施計画、5ページは補正予定キャッシュフロー計算書、8ページから11ページは予定貸借対照表と、その注記となっております。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第90号平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算(1回目)の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長(佐藤議員) 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成29年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(佐藤議員) 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成29年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時32分再開

●議長(佐藤議員) 本会議を再開いたします。

●議長(佐藤議員) 日程第9、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。ご了承ください。

はじめに、11番、中川議員の一般質問を行います。

11番、中川議員。

- 中川議員 私から、第4回定例会開催に当たりまして、通告しておりました3点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目としまして、有明地区の昆布干場についてであります。沢水が町道から昆布干場に流れておりまして、何年も前からその都度、町には対応してもらっておりますが、抜本的な対策を図る必要があるのではないかとということでございます。

2点目につきまして、厚岸町出身者の国際的な活躍に対する顕彰制度についてであります。厚岸町出身のスポーツ選手が国際大会で活躍しております。町として、この榮譽をどのようにたたえていくのか。

3点目といたしまして、湖南地区へのパークゴルフ場の整備についてであります。今までネイパル厚岸において利用されていたパークゴルフ場が利用できなくなりまして、町内のパークゴルフ場数が減少しました。パークゴルフ競技者から施設減少によって利用がしづらいつとの声もあり、湖南地区に新設パークゴルフ場が必要ではないか。

この3点につきまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 11番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の有明地区の干場について「沢水に対し、抜本的な対策が必要ではないか。」についてであります。これまで、沢水が昆布干場に流れ込む被害は、平成25年9月の台風18号のほか、計2回確認しております。

平成25年10月に、周辺の干場所有者から「有明昆布干場地区水害対策に関する陳情書」及び厚岸漁業協同組合から「台風18号による豪雨被害に係る今後の防災対策に関する要望書」が出され、町では、平成26年7月に庁内の関係各課が集まり、今後の対応について協議を行ったところであります。

また、すぐにできる対応として、既存の排水は主に昆布干場側の1系統でありましたが、新たにキャンプ場側にも素堀側溝を掘り直し、排水を2系統に分散し、水量の軽減を図っております。

町としても、当分の間はこれまで同様に、大雨が降る前に現地を確認し、素堀側溝内の土砂を取り除き、2方向に流れを分散する補強として、側溝沿いに土嚢の設置を行うなど、継続的に対策を講じまいります。

また、西側の山からの土砂流出対策も必要として、北海道に対し、新たな治山ダムの整備を要望しているところであります。

続いて、2点目の厚岸町出身者の国際的な活躍に対する顕彰制度について、「厚岸町出身のスポーツ選手が国際大会で活躍している。町としてこの榮譽をどのようにたたえ

ていくのか。」についてであります。町では、厚岸町出身のスポーツ選手が、昨年のスピードスケート冬季アジア大会優勝、また、夏の甲子園、全国高校野球選手権大会準優勝を果たされたのを機に、これまで厚岸町にはなかったスポーツ、文化、芸術などの分野において、国際的、全国的に輝かしい活躍をした方などに町長が表彰する、厚岸町特別表彰制度を本年3月24日に創設をいたしました。

今年度も、スピードスケートワールドカップ第1戦において、厚岸町出身の選手が金メダルを二つ、そのうち一つは世界新記録。さらに、第4戦では世界記録を再更新し、金メダル一つを加える偉業を成し遂げました。町としては、偉業をたたえるとともに、町民が一丸となり応援しているというメッセージも込め、役場庁舎内に横断幕を掲げたところでもあります。

また、大変すばらしい快挙を成し遂げた功績は大きく、日ごろの努力が結実したことが、広く町民に敬愛され、町民に希望と活力を与えたとして祝福するとともに、町の特別表彰制度に基づき表彰することにしております。

3点目の「湖南地区へのパークゴルフ場の整備について」に関するご質問は、教育長から答弁させます。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、湖南地区へのパークゴルフ場の整備についてお答えします。

現在、厚岸町内には、町及び教育委員会が管理しているパークゴルフ場が、宮園公園パークゴルフ場のほか、太田農村公園、住の江丘陵公園、尾幌ふれあい館、上尾幌学びやま公園の合計5箇所あります。これらのほかに、本年7月末まではネイパル厚岸が管理運営している18ホールのパークゴルフ場がありましたが、現在はご質問のとおり施設運営を終了しております。

ネイパル厚岸に終了の経緯を確認したところ、当該施設は平成5年から6年にかけて整備され、ネイパル職員の直営管理により、毎年おおむね5月から10月の期間、施設の利用に供してきましたが、近年は利用者が1日10人以下となり、利用者減少と維持管理費の増加で費用対効果が見込めないということと、パークゴルフの施設を、今後は宿泊が見込めるキャンプ場の施設に転換するというネイパル厚岸の運営方針の変更からこのたびの終了に至ったとのことでありました。

また、今後、パークゴルフ場の再開は可能かどうか、敷地内に新たなコースの造成はできないか改めて確認したところ、今後その予定はないとのことでありました。ただし、ネイパル厚岸には室内パークゴルフができる屋内施設と用具一式はそろっており、利用の都度カーペットの敷きならしのお手伝いをいただければ無料で利用できるのです。これを活用いただければとのことでした。

ネイパル厚岸のパークゴルフ場は、湖南地区唯一のパークゴルフ場であり、今まで利用者の健康維持増進や家族友人のコミュニケーションの場として親しまれてきた施設でもあります。その施設が終了したことは大変残念なことであり、施設利用者の皆様のご不便さは十分理解できます。

湖南地区に新たなパークゴルフ場を整備するとなると、改めて適切な場所を選定する必要がありますが、湖南地区には公園や集会施設に付随し、パークゴルフ場の整備に適した土地が見当たらないことから、大変難しいものと考えますのでご理解願います。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、2点につきましては、町長から答弁いただきました。ありがとうございます。

この1点目の有明干場の関係でございますけれども、今町長から縷々今までの経過等々答弁いただいたわけでございますけれども、私も先ほど町長から答弁ありましたように、二十五、六年ころから大雨が降るたびに、その干場が増水していきまして、その都度私も先ほど申し上げましたように、町の担当者、大変なご苦労いただいて、改善、そしてまた、すぐ干場を使えるようにしてはいただいております、本当に感謝しているところでございます。

それで、私も総産の委員長時代に所管事項調査で委員の皆さんと一緒に、その現場を見ていただきまして、どうも私おかしいなと思っていたのですけれども、以前は、今課長になられています、補佐時代に一生懸命やっておりますので、1番詳しい課長でございますけれども、その都度やっております。

それで、いろいろ私も聞いてみたのですけれども、以前はまっすぐ汐見川に流していただいたそうなのですけれども、今もう、あの沢水が流れてきまして、町道を横断して、もうさらに干場の縁を通りまして、いろいろなケースといいますか、コースで汐見川に流れているわけでございます。

ですから、溢れるはずなのです。それが溢れなかったらおかしいのですけれども。だから私は、その最初の、当時干場に造成したようにまっすぐ、私は幾らも距離はないと思うのです。そこを掘るといいますか、掘る程度でいいと思うのですけれども。それを潮見川に直接流してもらえれば、建設課のご苦労も少なく済むのではないかと。以前はそう流れていたのですけれども、どういう、そういう古い資料は町には残っていないでしょうか、話しても使っている干場の人に聞いても、今までまっすぐ流れていたのだ、それがもう町道を横断して、そして2点も3点もくぐって、そして汐見川に流れているわけです。おかしいなと思っていたのですけれども。

だから先ほども質問するように、抜本的な対策といいますが、私にしたら簡単にできるのだから。しかし今まで、私見ていると、素人の私が簡単にできるものでも、やはり町が手を掛けるようになりますと、かなりの予算、今までのあれでしたらかかるのです。だから、そんなあれしなくてもいいのではないのか。だからその、いつも大雨が降るわけではないのですから、だからその都度一生懸命もうやっております。

去年ですか、28年の、私3月に質問してはいますが、だから、もう簡単に流すことのできないのでしょうか。私もいろいろずっと考えてみましたが、私も漁民の一人ですので、その道路と干場、すぐそこに干場がありまして、境界か何かで漁民といざこざといいますか、議論があって、そういう経路に切りかえたのではないのかという気もしています。でも、今、その記録どうのこうのといっても、もう二十何年前の話ですから、

そんな資料はないと思うのですけれども。簡単だと思うのですけれども。

ただあそこに汐見川の反対側に干場に向かう町道もありまして、簡易舗装です。もとは埃立つから、一生懸命昆布でたときは、町の車で水をまいてもらっていましたが、そこを今舗装にしていますので、その下をちょっとくぐると、幾らかの予算かかると思うのですけれども、あと簡単ではないかと思っております。

非常に当時の補佐、職員の皆さん方も大変、対策をやっていただいて、28年の3月にもお礼を申し上げておりましたけれども、そういうことができれば、町の皆さんも、少し雨降ったら、大雨降ったら、そこばかりでありませぬので、やはり対策本部だとか何とかつくて、皆さん大変な目に遭うと思うのです。だから、そこ簡単に、私は簡単にできると思いますので、抜本的といいますか、対策をとっていただきたいというのが私の考え方でございます。

それから2点目の貢献された選手にたたえてはいかがと質問をさせていただいたのですけれども、町長の答弁は去年の3月、こういう規定を設けまして、そういうふうに表彰してくれると、するようにしたということでございますので、私も町民の一人としてよかったな、こういう表彰される選手がどんどん、この厚岸町から出ていただいて、厚岸の名前も売っていただきたい。それで今、十勝から姉妹が出ておりますが、こんなこと言ったらどうかと思いますけれども、うちの女房の出身校で後輩になるのだそうですけれども、十勝も大変学校なり市を上げて、そのたたえているという話を聞きまして、今私も町長がやるのだということでございますので、この件につきましては、この程度で終わりたいと思います。

それから、その3点目の教育長の答弁のパークゴルフ場でございますけれども、今私が申し上げようとした少年自然の家、これやっていただいて、何か1日10人かそこらだと言っていますけれども、かなりの人方使っていますね。朝5時ごろから、真夏でしたら私たち昆布で沖に向かっている時間帯ですけれども、5時から7時ごろまで、商売にかかる前に、朝夕やられていると。

それで、教育長の答弁でもありましたように、少年の自然の家でこういう人件費等の関係で閉鎖をするに至ったということでございますので、皆さんが、ファンが大変残念がっておりますして、何とか一つ厚岸町湖南地区にパークゴルフ場をつくっていただきたいと、このような要望でございますし。

これも記録はないかもしれませんが、私、古い議員でございまして、この前亡くなって町葬やりました菅原町政時代なのですけれども。あるクラブからつくらせていただきたい、その経費は我々が持ちますので、土地だけ一つ提供していただきたい、要望書が流れまして、私も議論に加わった一人でありますけれども、そのときも土地がないということで返してしまったわけでございますけれども。私たち本町の人間にしたら、あるような気がするのです。どこだと言え言えませぬけれども、大変そのいい、管理もしやすい土地があるのです。それで、再度またいろいろ検討されて、その町民の付託に答えていただきたいな、このように思っているところであります。よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 私のほうから1点目の排水をまっすぐ汐見川に流すために素掘側溝、簡単に掘ることができるのではないかということに関してであります。排水というのは、やはり短く、直線的で、素早く水を流す、これは理想の形だと思います。ただ、この現場、一方この現場を見たときに、大雨時には相当汚い水、要は雨と同時に相当の土砂が、既存の今は素掘側溝に流れ込んで、断面が確保できなくなって、結果的に泥水が側溝を溢れてしまうというのが実際の状況です。

しからは、側溝を掘って、その土砂を全部汐見川のほうに流したときに、今度汐見川自体にも相当土砂が堆積する状況になるのではないかなど。そうであれば、まず1番の問題となっている土砂を、少しでも今の側溝に流れ込まないような対策を講じながら、排水の系統も考える必要があると考えています。

今、私も最初に抜本的対策が必要ではないかということに関しては、対策は必要というふうに認識しております。今、1回目町長の答弁にもございましたが、山からの土砂流出対策というのは北海道に対して、今現在要望しているところでもありますので、ちょっとその辺の動向とあわせて、今後排水も進めてまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 体育振興課長。

●体育振興課長（高橋課長） 私のほうからはパークゴルフ場の関係でお答えさせていただきたいと思いますが、施設の利用者が10人以下という部分につきましては、ネイパル厚岸の職員の方の聞き取りということで押さえさせていただいております。

それから、ほかの土地があるという話をいただきましたけれども、体育振興課のほうといたしましても、何箇所かの整備の可能性が見込めそうなところについては内部で検討はしてみたのですが、個々具体的な場所について全て資料を持ち合わせているわけではないので、ちょっと答弁はできませんけれども、町内の全般的なパークゴルフ場の充足率という部分でいくと、宮園パークゴルフ場を例にとりましても、近年は利用者が右肩下がりに減少してきております。そういった状況において、施設が足りないという状況にはなっておりませんで、町内に新たにパークゴルフ場を整備するということは、投資的効果を見込めないという面からいきましても、ちょっと現実的ではないと考えております。

したがいまして、今後とも町内の現有施設を有効的に利用していただきまして、それかネイパル厚岸の室内の施設を利用をしていただきながら、活用をしていただきますよう、ご理解いただければと存じます。

●議長（佐藤議員） 質問いいですか。

●中川議員 質問しますけれども、まだ……。

●議長（佐藤議員） 時間はありますけれども、ただ昼になりますから、昼食してからでいいですか。

●中川議員 はい。

●議長（佐藤議員） それでは、昼食のため休憩に入ります。

再開は午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、11番、中川議員の再々質問から始めます。

11番、中川議員。

●中川議員 しつこくて、再三質問させていただきますけれども。先ほど、私が質問しようかなと思ったやつ、先に答弁させていただきましたのですけれども。これ、去年の3月の1回目に私質問していました。この関連で。そうしたら、隣にいる環境政策課長が答弁してくれまして、これ私の所管ですので、今北海道のほうにやっけていましてという答弁いただきました。そうしたら今もまた、先ほども課長のほうから、そのような答弁をいただいたのですけれども。

そうして、先ほど聞いていると、なるほどなと思ったのです。あの沢水が近い距離でだつと汐見川に入ると、かなりの泥といいますか、先ほど答弁いただいたのですけれども、それが入っているのですよね、考えてみたら。そうすると、今北海道にお願いして、治山のあれでやっけてもらおうと、結局泥水入りませんよね、と思うのです。私も素人ながら。そうすると、それをまっすぐ、私の希望のとおり、すぐ汐見川に流していただくという解釈でよろしいのでしょうか。

それで、私も1回目から言っているのですけれども、お宅たちの対応がもう大変だなと思うのです。それで私も、漁民もいいし、干場つかっている者もいいし、お宅たち管理する人もいいと思うのです。だから北海道に、8月に、28年の3月のときにも環境政策課長も答弁していただきました。今、あなたも答弁していただいたように、もう北海道に一つ、ねじを巻いて、1日も早く治山工事をやっけてもらいたい。そして、すぐ汐見川に流してもらえれば、お宅たちの苦勞も減るでしょうし、干場に上がらない、水上がらない、干場をつかっている皆さんもいいと思うのですが。そういう解釈でよろしいのですね。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今、将来的な計画でございますけれども、今、北海道のほうでは山からの土砂が流れてこない対策を講じる。あと下のほうの排水については、一応北海道のほうにも要望しますが、最終的には汐見川方向に結ばなくてはならないものです。



から、これについては最短距離で何とか接続できるような方向で検討しなければならないと考えています。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 私のほうからは、治山工事に関する要望の現状につきまして説明をさせていただきたいと思います。

28年3月の議会でもご質問いただきましたとおり、25年、26年といった中で被害等もありまして、北海道の森林室と現地等も確認させていただきまして、今、結論から申し上げますと、31年度の北海道の事業で何とか計画をしていただけるということでお話を伺っております。

ただし、厚岸町におきましては、かなりの要望箇所あります。今後もそういった被害等がなければよろしいのですけれども、専門的な見知にたった中での優先順位をつけていただきながら、我々としましては計画どおり31年度に向けての計画で、要望を機会があるごとに更にしていきたいと考えております。

以上です。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 それから3点目の、これもまたしつこくて再々質問になるのですけれども。先ほど、教育長、そしてまた課長の答弁を伺っていますと、最もだなど思うのですけれども、パークゴルフの人口といいますか、ファンが、先ほども課長のほうから答弁ありましたように減ってきていると。そこで、湖南地区にもという話がありまして、使うのであれば少年の自然の家で室内用のそれには使っているといっていましたので、そのように一つ使ってほしいと言いながら、せっかくなつくってもファンがいなくなるのでつくる意味がないとも言ってみたり、答弁がありました。それから課長の答弁は私たちがよく場所をまだ検討していませんけれども、という答弁いただいたと私は解釈しているのですけれども、もし、これはもう非常にわがままというか、そういう質問になるのですけれども、もし万が一、要するにパークゴルフファンが、湖南の地区のファンがこの場所ならいいんだけどな、町、教育委員会はどうでしょうかと、もし私なりに通じてきた場合に、相談に乗っていただけますか。それともつくっても効果がないから、どうしてもつけれないのですということなのか。その辺、一つ、しつこい質問ですけれども、答えていただけませんか。よろしくお願いします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） お答えいたします。

まず地域の方からいろいろ相談をしたいということであれば、お話を聞くことはいたってやぶさかではございませんので、むしろ私たちの知らないことも情報として聞ける可能性もございますので、そういった場合はお話しは聞かせていただきたいと思います。

す。

1点付け加えさせていただきたいのは、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、残念ながらパークゴルフ人口と申しますか、利用者の方は減る傾向にございます。そうした中で、町内に新たなパークゴルフ場をつくるのが、一般町民の方への説明責任を果たせることになるのかなという思いも一方ではございます。

ただ、実際にお話を聞いてみないことには場所も想定できませんし、場所によってはまたさまざまな問題も起こる可能性もございますし、等々そういったこともございますので、まずお話しを聞いた上でということで答弁をさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、教育長のほうから私の思う気持ちを汲んでいただいて答弁していただきました。ありがとうございます。今後とも、今教育長からの答弁もありましたように、私たちも湖南地区のファンのためにも頑張っていきたいなと思っておりますし、その都度またよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

●議長（佐藤議員） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、8番南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 第4回定例会に当たりまして、先に通告してあります2点について一般質問をいたします。

はじめに、防災行政無線について4項目質問をいたします。

末広地区の一部において、個別受信機が数年前から受信不良となっております。最近では完全に受信不能となることが頻繁に発生をしております。防災上の観点はもちろん、漁業者は昆布漁の操業可否判断に苦慮をしております。早期改善が必要と考えますが、改善の見通しはどうなっているのかお尋ねをさせていただきます。

2点目でございます。以前から光栄地区で屋外拡声器設置の自治会要望があります。その対応はどうなっているのかお尋ねをさせていただきます。

3点目です。11月1日午前10時IP告知電話と防災無線の放送が同時に流されました。放送の回数や内容の吟味とチェック体制の強化や、IPと防災行政無線で放送する内容の選別について検討するべきではないでしょうか。

4点目でございます。防災行政無線のデジタル化で本年度伝搬調査と実施設計が8,900万円の予算で行われておりますが、今後この事業の内容とデジタル化による町民にとって放送はどのようなになるのかお尋ねをいたします。

次に、宮園丘陵地区の道路改良補修及び街灯の設備について質問をいたします。

真龍神社通りの上部から集会所までの間で、83箇所の路面補修を今年も実施しております。毎年春に穴だらけとなり補修が必要となる状況にあります。改修について自治会要望も上がってきており、この内容も改良補修が必要と訴えておりますが、私もそのと

おりだと思えます。この改修の予定についてお尋ねをさせていただきます。

また、真龍神社通りから上部にかけて急勾配の箇所が何箇所もあり、車の滑り止めも現在もありますが、もう少し幅広くするべきではないでしょうか。

さらには、真龍神社通り、国道44号線との交点は、道路両側面が擁壁となっております。今日、現在、今ごろですね、特に、日没も早く、夕方の4時半となると、あそこは真っ暗になってしまいます。歩行者の安全確保対策、交通事故防止のためにも街灯をもう少し明るい方向にしなければならないと思えます。明るい街灯にすべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の防災行政無線についてのうち、はじめに「末広地区の一部において、個別受信機が受信不良となっているが、改善の見通しは」についてであります。防災行政無線は、導入後21年を経過し、各家庭に設置している個別受信機にも、老朽化による故障が発生する状況となっております。

また、末広地区の一部の家庭で受信状況が悪い状況があり、確認した結果、個別受信機には問題はなく、自然環境が変化しており、樹木の葉などが生い茂り、中継局を經由する中で電波障害を起こしていることが分かりましたので、アンテナの設置位置を移設して対応を図ることとしておりますが、この対応で改善されるものかは分からない状況であり、他の場所でも起こりうる電波障害を個々に克服していくことは困難であり、本年度から3カ年計画で更新整備を進めているところでありますのでご理解願います。

次に「光栄地区で屋外拡声器設置の自治会要望への対応」についてであります。光栄地区は、平成24年6月に北海道が発表した津波浸水域内に入るため、現在、実施している防災行政無線デジタル化実施設計業務において、屋外拡声器設置について検討を進めているところであります。

次に、「11月1日午前10時、I P告知電話と防災無線の放送が同時に流されました。放送の回数や内容の吟味とチェック体制強化、I Pと防災無線で放送する内容の選別について検討すべきではないでしょうか。」についてであります。11月1日午前10時、防災行政無線において「緊急地震速報訓練放送」、一方、同時期にI P告知端末において「イベントのお知らせ」を放送し、町民の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしてしまいましたことを、深くお詫びするとともに、今後このようなことがないように、細心の注意を払ってまいります。

なお、I P告知端末につきましては、防災行政無線の補完として活用を行っているところでありますが、放送回数や内容について再検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に「防災行政無線のデジタル化で本年度、伝搬調査と実施設計が行われていますが、今後の事業内容とデジタル化により放送はどのようになりますか。」についてであります。平成29年6月13日から平成30年2月28日の工期で、現在は防災行政無線デジ

タル化実施設計業務を発注しており、その中で電波伝搬調査を実施しております。

今年度末までには、実施設計の内容の精査を行い、平成30年度に親局設備、中継局設備、再送信子局、屋外拡声器設備などを整備し、平成31年度に個別受信機などを整備する計画となっております。

なお、現行の第8次実施計画では、平成30年度に個別受信機を1,000台整備する内容となっておりますが、実施設計を行っている中で、再送信子局の設置が必要となっていることから、事業費の平準化を図る必要もあり、個別受信機全ての設置は、平成31年度になるものと考えております。

また、デジタル化に伴い、新しい受信機に取り替えることとなりますが、放送する内容が自動的に録音される機器を検討しており、再生機能を活用できるように、設置位置は天井に近い位置から、利用者の利用態様に応じた一に変更ができ、放送の声も元の声に近いまま送ることができるようになるものであります。

続いて、2点目の宮園丘陵地区の道路改良補修及び街灯の整備についてのうち、「真龍神社通りの上の団地内で毎年、春には穴だらけとなり補修が必要となる状況にありますが、自治会の要望と改良補修の予定はありますか。」についてであります。この団地は、昭和55年に民間の開発行為により整備された団地であり、その際、道路は舗装整備され、厚岸町に帰属されております。

これまで、平成18年度に下水道工事により、道路の半分は舗装の復旧がなされ、きれいな状態となり、残りの半分は当時のままの状態であり、経年劣化による路面の亀裂や段差が生じ、自治会からは平成25年から毎年継続して舗装整備の要望が出されている状況にあります。

自治会へは、全面的な補修となれば多額の費用もかかり、町内にも同様の町道があることから、優先順位をつけながら計画を持って整備していく旨、回答しており、現時点では改良補修の実施年度は明確にはなっておりませんが、路面状況から判断し、将来に向け検討が必要と考えております。

当面は、これまで同様、車両通行の安全確保のため、毎年、維持補修で対応してまいります。

次に「真龍神社通りは急勾配であり、車の滑り止めを幅広くすべきでは。」についてありますが、現在は、町道真龍神社通りの中でも、特に勾配がきつい区間及び国道44号交差点付近の日陰になる区間の2箇所を設置しております。

この滑り止めはペイントに骨材を混ぜ舗装面に塗るものであり、冬期間、滑り止めとして非常に効果はあるものと認識しております。

この道路は町内の中でも特に勾配がきつく、かつ、交通量も多いことから、冬期間は注意し、除雪や融雪剤の散布を行うなど、滑り止め対策を行っております。また、現地には砂箱を設置し、地域の協力をいただき、安全確保に努めているところであります。

次に「真龍神社通りと国道44号の交差点付近は真っ暗なので、歩行者の安全のため、照明が必要ではないか。」についてありますが、ご質問のとおり、国道44号交差点の道道別海厚岸線側及び真龍神社通りの擁壁を超えた箇所に照明は設置されておりますが、擁壁のある約30メートルの区間は、道路照明の明るさが届かず、暗い状況となっております。

特に、この擁壁のある区間は、車と歩行者が近接する最も狭い箇所でもあり、安全対策上、照明の設置について検討してまいります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、末広個別受信機についてお尋ねをさせていただきます。

先ほど答弁で確認をさせていただきたいのですが、先ほどの答弁では、ときどき聞こえなくなるのは、中継局が少し低いというか、そうすると末広は坂になっているので、植物等ということは木が順々背が高くなってきて、夏場なんかは電波が通りにくい状態が発生する。よって、その昆布時期、特に電波が届かないことが発生してしまうのかなと理解をさせていただいたのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） そのような状況であるのご答弁をさせていただいたところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 分かりました。

なぜ入らなくなるのかなというのが、私自身よく理解できなかったものですから。いろいろな自然の条件、設置当時は若干聞こえていたけれども、ますます年々悪くなってきたということは、木が大きくなってきて、今の中継局の高さではなかなか届きにくくなったと。

それから、実際に一般質問を出したあと、直接末広の皆さんから一応対応していただいた、とりあえず入るような状態になった、当然葉っぱも落ちる時期なのです。ちょうどそのころ、質問出したころになると。そんな関係もあるのかなと。いずれにいたしましても、将来的にはデジタル化に向けてやるときに中継局も改修すると。ですから、今よりも良くなるというふうに理解をさせていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 現在、電波の伝搬調査をさせていただいている中で、アナログ波とデジタル波の違いといいますか、そういうデジタル波の特徴を踏まえ、つまりできるだけ直線で電波が走っていく仕組み、電波が変わります。そういったことから、これまでの中継点を増やす必要性が出てきております。そういったものを状況把握しながら、電波の届かない地域が漏れないような実施設計を現在、業務を行っているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。2点目の光栄地区の屋外拡声器の設置についてお尋ねをさせていただきます。

本件について、平成25年第1回定例会におきまして、佐藤議長が一般質問をしておられます。このときの答弁で、自治会要望を含めデジタル化方式に改修のとき改めて検討する旨の、たしか答弁があったと思います。今年も光栄自治会要望でデジタル化改修時光栄地区への設置要望が出されておると伺っておりますが、設置に向け検討したいということでございますが、そこで改めてお尋ねをさせていただきます。いつごろ、どこに、何箇所くらい設置されるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今回、この実施設計をしている範囲として、津波の浸水域、これを十分に把握した中で行っております。その中には、太田光栄地区も含まれているものでありまして、屋外拡声器を設置する方向で検討しております。これまでの実施設計調査業務の中では、光栄地区含めて、それから現在の役場の車両詰め所というのでしょうか、そこら辺の地域を含めて、2機必要ではないかと検討をしているところでございます。

ちょっと誤りでしたので、光栄地区と、それから宮園の厚岸役場の車両詰め所の付近を含めて、含めた一体の中で2機は必要ではないかということでの現在実施設計を検討しているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 私もそうなのですが、私以上に議長のほうがもっと聞きたいなという思いでいっぱいだと思うのですが。

まず、今の答弁ですと、光栄地区、太田側になるのか海岸線側になるのか、その辺もまだ確定はしていないということなのでしょうか。それから、もう1箇所は反対側ですね、道路の、車両置き場側というのですか、そっちのほうにも設置をするということで理解をさせていただきました。それと、いつごろ実際に設置がなされるのでしょうか。この2点について確認をさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 申し訳ございません。先ほどの答弁で光栄地区を含めた一体の地域を含めて二つとしましたけれども、一つについては、やはり現在の車両詰め所の位置と同じ位置に1機は必要だと考えております。残り一つは光栄地区の中ですけれども、海側なのか山側なのか道路側なのか、まだそこまでは現在まだお示しできる状況で

はないということをご理解をいただきたいと思います。なお、双方の屋外拡声器につきましては、次年度、平成30年度において整備をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 3点目でございます。IP告知電話と防災無線のダブル放送についてでございますが、どちらも、IPも防災無線も町民有効に活用され、その利便性については、町民の多くの皆さんが評価をしておると、私も確信をしておるところであります。たまたまJアラート、国ほうから突然、訓練ですから急に流される、町はあらかじめ設定していた。ですけれども、今回は訓練でございますから、事前に町にいついつやりまよという連絡が入っていたと思うのです。私は。ですから、その文章を見れば、だぶりだなということが、やはり気づかなければならないのではないかと斯様に思います。当然、いざというときにはだぶりがあるのは当然だと思うのです。だぶっては駄目だということを僕は言っているのではないのです。やはり、いろいろな場合、町民の多くの皆さんはIP告知電話も防災無線も全幅の信頼をしているわけでございますから、取扱いには重々慎重なチェック体制をとっていただきたいと思います。

さらには、IP告知電話と防災行政無線の利用方法でございますけれども、町民はいろいろ言ってきます、私のところにも。ある人はうるさい。それから流してもらってよかった。それから何回も何回もうるさいのではないのか。朝助かるよ。昆布の操業なんかはっきり分かるので。いろいろな意見がありますし、イベントのPR活動についても主催者側は何回も流してくれ。ところが聞くほうは、おいおい聞き飽きた。いろいろな評価があります。

この、それぞれの放送が始まって大分時間もたってきていると思います。ですから、私は先ほどの答弁でも検討してみますということでございますが、その内容等につきまして、一定のルールに基づいて、当然きちんとやっておられると思いますが、再度町民の声も反映しながら、IP告知電話や防災行政無線のあり方について1回再チェックを、再検討していただくような場が必要ではないかと斯様に考えたわけでございます。この点について、先ほどは検討するという答弁でございましたが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） このたびの同時刻のダブル放送につきましては、双方ともあらかじめ準備した内容でありますので、当然同じ時刻に発してはいけないということは察しなければいけない事態であったと、深く反省しております。この辺はきちんと対応をさせていただきたいと考えております。

また、放送内容や回数につきましては、これまでもいろいろなご意見をいただきながら今日に至っておりますけれども、今後改めて検討していく必要があると感じておりますので、1回目の答弁のとおりであります。ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 4点目でございます。今後の事業内容、大変詳しい説明がありました。何点か、その上でお尋ねをさせていただきます。伝搬調査をされたわけでありまして。伝搬調査の結果、今後の総体事業費4億57万7,000円の3カ年計画でございましたが、当然、事業、伝搬調査をしたわけでございますから、不都合なところ、聞こえないところ、先ほどの答弁にもありました。もっとより良い、いろいろな影響があると思うのです。これらについて、伝搬調査の結果、総体事業にどのような影響があるのか。予算も含めてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） お答えを申し上げます。

まず、事業の進捗状況でありますけれども、現在、計画中であります29年度実施設計、30年度、31年度において本工事施行ということで3カ年計画、この計画期間はこのとおり進んでいると、まずご理解をいただきたいと思っております。

今年度、現在、実施設計まだ終わっておりませんが、実施設計の中で判明したのは、まずは、今回はアナログ波からデジタル波に変わります。ご存知でしょうけれども、アナログ波につきましては、ある程度電波の進行方向に向かって障害物があると、それを縫って通るといいますか、いわゆる電波がずれて、目的に到達するとか、そういう特性があるのですけれども、デジタル化については、それがございません。そこで止まります。障害物があると。

そういったことで、中継局を増やして、その電波障害が起きたところから再度電波を拾えるように中継局、つまりここでは再送信子局というものが、具体的には上尾幌地区、それから油子間というのでしょうか、未広のほうではないかと思っておりますけれども、こちらのほうにそういった今までになかった中継局プラス、いわゆる中継局から拾うような形ですね、再送信子局というようでございますけれども、これは2個必要になってくるだろうと。こういった経費が約3,000万円ほど要するようであります。

それぞれの設備関係においても、機器の値上がりだとか、一番大きいのは労務単価でございます。そういった諸経費が上がりまして、全般的に機器の増高によって工事費が増加することによりまして、諸経費も上がるということで、現在、実施計画では3カ年時で4億7,000万円ほど予定しておりますけれども、これが現在、実施設計においては6億6,000万円まで増額しなければならない状況にあるのではないかと、そのようなふうに捉えております。

現在、まだ詳細な実施設計のまとめが終わっておりませんが、次年度、新年度予算の中で、工事实施に当たって再度精査の上、実施になると思っておりますけれども、まずは予算編成に向けては、この2カ年で約6億6,000万円、この確保について十分な検討を行った上で当初予算計上しなければ、2カ年での工事实施は難しいのではないかと、そのように原課では考えているところでございます。



●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 せっかくデジタル化の更新でございますから、町民の皆さんに、デジタル化にしたことによって聞こえなくなった、漏れるよと、こういうことのないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

さらにお尋ねをさせていただくのですが、先ほどの答弁で30年に1,000台、31年に3,250台と3カ年の予定、個別受信機の設置予定でございましたが、31年にあわせてやると、こういうことで理解でよろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 議員が今述べられたように、全てが31年度に行うといたしますか、現在では1,000台を30年度に何とか実施したいという考えでありましたけれども、これまで申し上げたとおり、事業費の増加、こういうものを見据えると、やはり2カ年で完成させるためには、工事の平準化をさせていただきたいということから、どうするかと検討した中では、工期については、全台を31年度で終えたいというふうな内容でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 あと1点だけお尋ねさせていただきます。まず、個人負担はどうかかな。今言うように、事業費が6億6,000万円になってしまう。町としても大変だなと思うのですが、当初聞いていたのは何とか有利な財源で町長頑張ってくれると、こういうふうな期待をしておったのですが、上がることによって個人負担はどうかでしょうか。これを確認をさせていただきたいと思えますし、受信側、住民にとって新しく個々の住宅に今あるものが、個別受信機が入れかわると理解をさせていただいているのですが、そのことによって、先ほどの説明では、今度は防災行政無線のほうも録音ができる、そのためには下に設置できるようになると。今はかなり上のほうに設置してあるのですが、これが下のほうにくる。さらには生の声、なるべく鮮明な声になってくるのかなと理解をさせていただいたのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） まず、1点目の負担金でありますけれども、具体的に個人負担はありますかというご質問だと思います。これは、今までどおり、無料という形にさせていただきたい、そのように考えておりますが、通常、電気機器でありますので、電気代、それから機器を動かす電池、これも今までどおり、これは個人の負担と、そのような現行の考え方に変更はございません。無料でございます。

それから場所でありますけれども、せっかく録音しているものを聞くために、やはり

その方が操作できるような、いわゆる手の届くところ、これはご利用者と工事設置屋さんが相談した上で場所が決まると思いますけれども、できるだけ意に沿うような、録音機能を有効に活用できるような場所を選んでいただいて、設置を可能と、そのように考えております。声についても、具体的にどのくらいクリアになるのかなという問題かなと思うのですけれども、例えばノイズが減るだとか、そういうふうなのを含めて、もうちょっときれいに聞こえると、そのようにお答えしておきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 防災行政無線の関係につきましては、デジタル化について、しっかり取り組んでいただきたいと思います。次にまいります。

宮園真龍神社通り上部集会所までの道路の件について質問をさせていただきます。毎年、この春になりますと、穴だらけになります。毎年、そして一生懸命その担当課は維持補修に努めておられる。今年も、私補修したところ、1個ずつ数えたのです。先ほども申したのですけれども、83、路面に穴を埋めております。よくやったものだなと、感心をしておりました。残念ながら、毎年こうなのです。それも、83箇所の路面を補修するということは、春先すぐできないのです。当然、秋なのです。10月下旬です。今年も。実際に実施したのが。したら、5月の連休からもう雪がないのです。あそこ通るのに。ずっと1年中でこぼこです。

この通りにつきましては、本当に前から自治会も何とかしてほしい、歩道もつけてほしい、いろいろ一般質問もありました。ですけれども、なかなか手が届いていないな。維持補修で頑張ってきた。維持補修については、僕は申し分ないと思っています。本当に建設課の皆さん、維持補修に努めておられる。いつまで続けるのだろう、そんなふうに逆に疑念に思います。

先ほどの答弁で、なるべく早めに検討するというご答弁をいただきました。自治会の答弁より一歩進んだのかなと理解をさせていただいておるのですが、やはり優先順位を少し繰り上げて、真剣に取り組んでいただきたいと思います。今、何ぼ補修しても、あの道路の危険性や亀甲状になっていることは、私たち以上に、町としても、私は理解しているのではないのかなと思います。残念ながら、財源の問題とあそこをやるためには相当の費用がかかる。それも私は重々理解をしておるつもりでございますが、極力早めに取り組んでいただきたいと思います。

さらには、滑り止めでございます。今年も8月にもう1箇所追加をしております。滑り止めについては、正直なところ、上から下までやったらどうかなという思いではいるのです。ただ、なかなか財源のこともあるしできない。あその道路はオーバーレイだけでは、私はなかなか進まないのではないのかなと。将来的には、しっかりと地盤改良からしていかなければならないだろう。

そのときに、神社の上からカーブあるのですけれども、それから上のほう、水道のタンクあります。その反対側のほう、両側土手になっているのです。そうすると、日が入らないのです。夏でもなかなか乾きにくい。春先は特に水が流れるし、しばれる。そうすると、穴は凍ってしまう、危険な状態になる。ずっとそれが続いておるわけござい

ますから、滑り止めについてもあわせて道路の改修に向けて一考を要するのではないのかなと斯様に思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） お答えいたします。

まず、1点目。この優先順位を早めて実施することはできないのかということでございます。道路の補修は、舗装路面を見て、対策工法というのはおおむね想定することができます。一般的な道路を走りますと、道路横断的に走っているクラック、あとは現地のように、要は亀甲状、亀の子状に発生するクラック等がございます。

今回、現地においては亀甲状、亀の子状のクラックが発生しているということは、通常オーバーレイという、要は既設の舗装に舗装を被すのが1番簡単で、また費用も安いわけなのですけれども、現地の状況を見れば、ある程度、路盤自体が支持力不足で舗装が亀甲状になっているということを考えますと、整備をするに当たっては、ある程度の路盤改良も並行しながら舗装工事をしなければならないという対応になるかと思いません。

25年から自治会要望出されています。そのときの回答にもございますけれども、多額の費用を理由に今日までできていますが、この維持補修も今の亀甲状がもうそろそろ限界かなとも感じています。来年度以降、その辺も状況を確認しながら、少しでも早く登載できるように検討してまいります。

また、滑り止めでございますが、今町内にも真龍中学校通りのほかにも、厚岸木材の横であったり、あと偕楽園、要は共通していえるのは、あくまでも滑り止めですから、冬場、太陽が当たらない場所であったり、または勾配がきつい場所、これ通常はいつも維持管理をしていれば、路面上は問題ないのですけれども、どうしてもやはりこの日の当たらない場所というのは、24時間対応できないものですから、用心的にやっている状況でございます。

今、言われました真龍神社通りから上、両側、切り土の状態になっている場所、その場所については、改めて日の当たり状況、現場のほう確認して、今後対応してまいりたいと考えています。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 国道44号との交差点、これについてお尋ねをさせていただきます。本当に夕方、4時半過ぎると真っ暗でございます。熊がいるのではないかというくらい、真っ暗になってしまうのです。正直なところ。この道路につきましては、平成24年第4回定例会で金橋元議員が、それから平成28年第1回定例会で竹田議員が各々歩道の設置の必要性について一般質問をなされております。残念ながら、道路の幅、土地の関係で歩道の設置が、重要性は分かるのですけれどもという答弁で終始をしておったと思います。ですから、町としてもこの道路の安全対策には重要性が、安全対策の重要性は十分理解をされておると思います。

先ほどの答弁で、このままでは危険でございますから、街灯の整備に努めるということとございました。今のままだとあれば、道路の上のほう照らしているような状況で、肝心の交差点の1番危ないところが真っ暗なわけでございますから、下が明るくなるような、せめて対応をするべきだと考えますが、改めてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今、議員言われたとおり、全面的な道路改良工事というのは、現実できないものですから、現況の状態のままで、いかに安全対策を講じるかということと考えますと、少しでも明るく、周りからも十分確認できるような状態を確保してやるということが望ましいと思っていますので、これについては、なるべく早い段階で対応をしたいと考えています。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（佐藤議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、10番、杉田議員の一般質問を行います。

10番、杉田議員。

●杉田議員 先に通告させていただきましたとおり、2件3項目につきまして質問させていただきたいと思っております。

はじめに、1番、町の光ケーブルによるテレビ視聴に関する対応についてでございますが、(1)各共聴組合での説明会などで得られた意見・質問等について、総体的にどのようなものがあったのか。(2)今後の対応スケジュールはどのようなになっているのか。

次2点目、公共施設等における企業広告についてでございます。役場庁舎をはじめとした公共施設に一般企業の広告看板等を掲示・設置できないか。

以上でございます。よろしくお願いたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町の光ケーブルによるテレビ視聴に関する対応についてのうち、はじめに「各共聴組合での説明会などで得られた意見・質問等について総体的にどのようなものがあったのか」についてであります。平成30年度から計画しております「厚岸情報ネットワーク共聴巻き取り整備事業」の対象となる五つの共聴組合に対しましては、平成28年度から説明会や個別協議を行っております。

この中で出された意見や質問の多くは、事業内容に関する事、費用負担に関する事、整備後の管理運営に関する事が主な内容でありました。

特に費用負担に関しましては、当初の段階では負担に対する否定的な意見が多く見受けられましたが、負担額の低減を図るなどにより、全ての共聴組合から整備に対する同意をいただいている状況にあります。

次に「今後の対応スケジュールはどのようになっているのか」についてであります。現段階におきましては、平成30年度に町側の送信設備の増設を行い、宮園鉄北テレビ共同受信施設、太田南地区テレビ共同受信施設、湾月町テレビ共同受信施設に属する、約480戸の切り替えを計画しております。

また、平成31年度におきましては、奔渡南テレビ共同受信施設、奔渡町公営住宅テレビ共同受信施設に属する、約120戸の切り替えを計画しております。

なお、各共聴組合に対しましては、詳細が決まり次第、説明会等によりお知らせをしていくこととしております。

2点目の公共施設等における企業広告について「役場庁舎をはじめとした公共施設に、一般企業の広告看板等を掲示・設置できないか。」についてであります。町の役場庁舎をはじめとした公共施設は、地方自治法の規定に基づく行政財産として管理されております。また、行政財産につきましては、その用途または目的を妨げない限度において、貸し付けすることができるものとされております。

なお、事務所の用に供している、役場庁舎の管理規定となる厚岸町庁舎管理規則と、例えば集会所のように、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設の、それぞれの管理条例においても、町の振興のため、町民や職員の利便のため、あるいは収入増のために、庁舎の使用を全面的に禁じる規定はありませんので、一般企業の広告看板等を掲示または設置ができるものと考えております。

これまでは、一般企業からの要望もなく、対応を図っている施設はありませんが、全く掲載するスペースがないという状況ではありません。

それぞれの施設における、秩序と維持のための広告媒体の審査、広告物の管理方法及び広告料の設定など、研究しなければならないことも多く、関係機関等にお話しを伺いながら対応を図っていく必要があることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

昨年の6月に、初めの1点目でございますが、昨年の6月にこの件に関しまして質問をさせていただきました。実質的にこの事業を1年間遅らせていただいたといえますか、繰り延べさせたような感じがしているのですけれども、その中でいろいろご検討いただいたように思います。正直申し上げて、個別的に、まだ私個人的には納得できかねるところあるのですが、今こちらでお答えいただいたとおり、各共聴組合さんの実情ですとか、年齢構成考えますと、またこれからの将来的なテレビ視聴に関しましては、ぜひ今回、この事業において進めていただきたいと思います。各共聴組合さんからも全面的に整備に同意する旨いただいているということですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、その中で1点目ですけれども、個別の負担に対する否定的な意見というのは、これが生じてしまったところには、この前の事業といいますか、当初の平成25年でしたか、平成23年、22年、済みません、この前の事業のときに行われた事業のときの説明が、町側からの説明が不十分だったのか、あるいは各共聴組合側からの理解が不十分だったのか分かりませんが、その点については分かりませんが、言った言わないということなのだと思いますが、そこから1年前、昨年6月に私が抱いた理解しかねるところがあったと思うのです。1点目でございますが、ぜひ今後の進めていただく中で、そういった齟齬のないような説明会ですとか周知をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今後とも事業の実進を進める中で、個別の共聴組合様に再度ご説明とお願いをする事項があるかと思えます。そういう中で、できるだけ分かりやすく、ご理解いただけるような内容でもって説明会に挑み臨みたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 今後のスケジュールに関してでございますが、各共聴組合さんでの事情、実情がそれぞれに異なると思えます。可能な限り、各個別の要望ですとか対応を共聴組合さんに寄り添った形で対応していただければと思えます。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今後改めて、第9次3カ年実施計画の中で、事業費と設置場所等も含めて決定していくわけでありましてけれども、いずれも各共聴組合様と現在の利用期限だとか、そういうことも確認しあいながら、急がれる共聴組合を優先して整備を進める考えであります。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

次、2件目でございますが、大変答弁の中で大変うれしく思っております。今すぐ揭示を要しているという話ではありませんので、今後の検討材料として、ぜひご検討いただければと思えます。

近隣のまちでも、お名前出して差し支えないと思うのですが、釧路市さんで、つい先日もお伺いしたのですが、大変華やかなイメージ的にも感じがしました。役場と一般の企業との一丸となったイメージといいますか、明るいイメージ、印象を受けましたので、ぜひ厚岸町においてもご検討いただければと思えます。

以上です。答弁結構です。

●議長（佐藤議員） 答弁いいのですか。いいですか。はい。

以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

次に、4番、石澤議員の一般質問を行います。

4番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

1、国民健康保険について。

11月24日に本算定に向けた仮算定がされたと聞きますが、本町の負担する納付額は予想と比べてどのような差が生じてくるのか。また、それに伴う国保税の試算に変化は生じるのか。

アとして、負担増になった場合、払えない被保険者を増やすことにならないか。

イ、国保税の負担が重いという声が多い。法定外繰入などで減額を行う必要があると思うがどうか。

ウ、新たな免除規定はつukれないか。

2、高齢者の見守りサービスについて。当町でもひとり暮らしの高齢者の方が亡くなり、2日後に発見された事例がありました。室内センサーによる安否確認についての検討はどうなっていますか。

3、産業の後継者対策について。人口減に歯どめをかける試みとして、漁業・酪農・林業・商工業の後継者に対し、就業交付金制度を考えられないですか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の国民健康保険についてのうち、「11月24日に本算定に向けた仮算定がされたが、本町の負担する納付金は予想と比べてどのような差が生じたのか。また、国保税の試算に変化は生じるのか。」についてであります。まず、厚岸町国民健康保険が平成30年度から負担することとなる国民健康保険事業費納付金については、これまで北海道において3回の仮算定が行われてきたところであり。

8月に実施された3回目の仮算定と、今回の仮係数による本算定を比較すると、公費投入額、保険給付見込額、標準保険料率算定に係る所得の見直しなど、納付金の算定を行うために必要な諸条件について大きく見直しがされているため、厚岸町国民健康保険が北海道へ納付する納付金の額は、約4億5,700万円となり、3,000万円ほど減額となっております。

この納付金を算定するに当たり、その主な財源となる現年度分の保険税収納必要額については、国の激変緩和及び低所得者への軽減後の収納額ベースで、約3億5,600万円となり、平成28年度と比較した場合、一人当たりの保険税収納必要額は2パーセント増加することとなります。

現行の保険税率と、今回の算定における標準保険料率を使用した場合の世帯に課される保険税額の変化の傾向としては、被保険者の負担能力に応じて賦課される応能分は引き下げとなっており、受益に応じて等しく賦課される応益分については、世帯ごとに賦課される平等割額が引き下げとなっている反面、被保険者一人ひとりに賦課される均等割額が引き上げとなっているため、結果として、世帯に課される保険税の額は、被保険者数が少ない世帯については減少する傾向にあり、被保険者が多い世帯については上昇する傾向にあります。

次に「負担増になった場合、払えない被保険者を増やすことにならないか。」及び「国保税の負担が重いという声が多い。法定外繰入などで減額を行う必要があると思うが。」についてであります。今回の制度改正については、市町村間の保険税の違いなど市町村が抱える構造的な課題に対し、負担の公平化を進めるため、保険料水準の統一化を図ることとされており、一定の激変緩和期間を設け、保険料水準の統一化を目指すことを基本としているものであります。

このため、制度改正に伴う急激な保険税の上昇を抑制するため、一人当たり保険料の激変緩和措置や公費の投入により低所得者に対する軽減対策の拡充がされているところであります。

また、負担の公平性の観点から、他の保険に加入している方も納めている一般の税金を国民健康保険の保険給付に必要以上に充てるということは、制度上の本来の姿ではないと考えることから、ご質問にある繰入金についての検討は、現段階では行っておりません。

次に「新たな免除規定はつukれないか。」についてであります。平成30年度からの北海道の国民健康保険運営方針にもありますように、保険税の減免については、現在の市町村における運用に配慮しながら、基準の統一化を検討していくこととなっておりますので、厚岸町単体で、新たな減免規定をつくることは考えておりませんのでご理解願います。

続いて、2点目の高齢者の見守りサービスについて、「当町でも、ひとり暮らしの高齢者の方が亡くなり、2日後に発見された事例があったが、室内センサーによる安否確認についての検討はどうなっているのか。」についてであります。室内センサーによる安否確認の取り組みについては、昨年の第4回定例会においてご質問をいただいております。情報収集を行ったところであります。現在把握している取り組みとしては、一つ目として、町が整備した光回線を活用し、人の動きを感知する人感センサーを設置して、異常があった場合には、町に設置した機器に異常が知らされ、協力員や町職員が訪問等により安否確認を行う形態、二つ目として、携帯電話の電波を活用する人感センサーを町が設置し、異常があった場合の通報の受信と対応をコールセンターを持つ民間事業者に委託し、コールセンターから事前に決めた家族や協力員に連絡して安否の確認を行う形態、三つ目として、民間事業者が人感センサー等の設置から、異常があった場合の安否確認までの全てを行う形態と、大きく分けてこの三つの形態について情報を得たところであります。これらの形態については、それぞれに多額の費用が必要であり、また人的な負担が大きく、利用者、家族に煩わしさがあつたりといったデメリットについても把握したところであります。



一方、当町では、既に緊急通報装置の設置事業や、ハートコール事業、配食サービス事業など、安否確認に資する取り組みが実施されており、今年4月からは町内六つの郵便局と高齢者の見守りに関する協定を結び、その後、北海道新聞の販売店で組織している道新釧路近郊会、次いでセブン・イレブン・ジャパン、そしてコープ札幌とも協定締結をしたところであり、さらには町内には日常的に高齢者宅へ商品等の配送を行っている業者もあり、そうした業者との連携も図るべきとの意見もいただき、検討しているところでもあります。また、社会福祉協議会とは、地域福祉活動の連携強化に向けた取り組みを進めているところでもあります。

これらを総合的に検討し、現状では、町として室内センサーの導入はしないこととし、まずは地域の資源を活用した地域福祉の取り組みをより一層進め、高齢者の見守り活動の充実を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

続いて、3点目の産業の後継者対策について「人口減に歯どめをかける試みとして、漁業・酪農・林業・商工業の後継者に対し就業交付金制度を考えられないか。」についてであります。いずれの産業も後継者対策においては、子どもが親の仕事に誇りや魅力を感じながら、将来の夢を叶える生業として思えること、また親のほうも子どもに後を継がせたいと思える経営状況と、将来見通しが立てられる環境にあることが重要であり、こうした視点を持ちながら、それぞれの分野で、これまで各種の施策展開を進めてまいりました。

ご質問者からは、本年3月の第1回定例会に引き続き、就業交付金制度の創設に向けた質問であります。お隣の浜中町では、町内で漁業・農業・商工業を営む方の後継者が、学校を卒業して就業した場合や、町外からUターンなどにより就業した場合に交付金を支給する「漁業・農業・商工業後継者就業交付金制度」を本年度からスタートさせました。

こうした制度を持つ道内外の先進事例の情報を収集し、制度創設による実質的効果の検証を行いながら、本町における導入の必要性等について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 まず、それでは国民健康保険のことからお話ししたいと思います。結果としては納付の金額は3,000万円ほどの減額ですが、これが平成28年と比較した場合、一人当たりの保険税収納額は2%増加するという事になっています。それで、この中に被保険者の負担能力に応じて賦課される応能分は引き下げとなっていると。応益に応じて等しく賦課される応益分について、世帯ごとに賦課されるということになっていますが、その割合は何対何になっていますか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 厚岸町の応能応益の割合ということで、まず医療分が今回の仮

係数による本算定では、まず医療分についての応能割り分が55.8%、応益分については44.2%、支援分、後期高齢者の支援金になりますが、これにつきましては、支援金分が70%、応能応益分が30%、介護分につきましては、応益分が58%、失礼しました、応能分が58%、応益分が42%となっております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 道のほうでいろいろなものを決めてくるのですが、賦課総額の決定の中で、保険料予定収納率、それから賦課総額の按分割合は市町村が決定することができるとなっていると思うのですが、それはどうですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 議員おっしゃられるとおり、最終的に保険税率を決めるのは市町村になります。ただ、町長の答弁にもありましたように、激変緩和期間を設けて、今回の制度改正の目的を達成するために、保険税率の平準化を行っていくという部分がございますので、基本的には極力今回示されている標準保険料率がもとなるのではとは考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 応益負担の比準が高いということになりますと、低所得者の人にとっては、すごく負担が増えるようになると思うのです。どうしても、やはり応能分を増やさないと払えない人が増えてくるのではないかと思うのですが。所得が少なく、世帯数が多ければ、支払うべき保険料は増えると思うのですが、それに対してはどういうふうに、そういう人たちに対してどう負担を抑えるような取り組みをしていくことになるのですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、最初の答弁にちょっと間違いがありましたので、訂正をさせていただきますと思います。支援分の応能割りについては、私70%とお答えさせていただきましたが、55パーセント、応能益分が45%でございます。大変申し訳ございません。

それと、ただいまのご質問にありました世帯の多い方、均等割の部分が上がるということは、当然、町長の答弁にもありますように、被保険者数の多い世帯については、現在の標準保険料率で算定しますと、所得の状況によっても異なるのですが、当然引き上がるような形にはなりません。

その対策についてですが、現在まだ厚岸町については、保険税率を決定してございません。今現在、実際にこの標準保険料率で足りるかどうかも含め、検討をしている最中

でございますので、これについてはまだ申し上げられるものではないかというふうに考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 国保というのは、そもそも低所得者の人とか、それから無職の人とか、それからこれは厚岸町というよりも全国的なものなのですが、ほかの被用保険と比べれば、所得に占める一人当たりの保険料の負担が国保の場合は9.9%、協会健保で7.6%、組合健保で5.3%とすごく国保の高さが突出していますよね。組合健保の約42%の平均所得しかない国保が9.9%、組合健保加入者の約2倍の保険料を負担しているということになっています。

厚岸町の場合は、漁業もあれば農業もあれば、1次産業もありますので、一概には言えないのですが、どうしても加入者の年齢層から見ても、国保に入っている人たち、加入している人たちは65歳以上、75歳未満の割合なのですが、市町村国保の場合は32.5%ですね。協会健保や組合健保の場合は5.0%、2.6%。だから、高齢者の入っている率や非正規の人たち、それからそういう人たちの入っている無職の人たちとか、入っている率がものすごい高いのです。

そういう意味でも、国保が社会保障であるというのは、とても、国保を支えることが、今、皆保険の根底を支えるということになると思うのですが、加入者が払えるかどうかという観点から国保料というのは設定されているのですか、いないのですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 国民健康保険制度につきましては、議員おっしゃられるとおり、保険料の負担率としては、市町村国保が9.9%と1番高い状態にはなっております。ただし、加入者一人当たりでは、平均保険料で申し上げますと、市町村国保が逆に、当然所得も少ないという、平均所得が少ないということもありますので、1番少ない、1世帯当たり14万3,000円と。ほかの保険の、逆に半分という形になっている部分もございます。

議員おっしゃられるように、国民皆保険の1番大事な部分として、国民健康保険制度というのがあるわけございまして、特に高齢者の医療給付に係る費用につきましては、他の協会健保ですとか、その他の被用者保険から世代下の負担ということで、65歳から74歳までの方の保険を負担する形にもなってございます。なおかつ、公費につきましては、公費投入の割合としては、保険給付の50%プラス軽減分、その他もろもろのものがあまして、国保に関しては1番公費の投入額が多くなっているということになっております。他の保険については、多いところで協会健保が16.4%という状況になっておりますので、保険料については、その範疇の中で設定をされていると。

保険料の設定に当たっては、当然保険者ごとに、まず医療給付が基本となります。医療給付をもとに、先ほどの公費投入、それから他の保険との財源調整、そういう部分が合った上で、残りの部分について保険税率を決め、皆さんからご負担を、社会保障制度

といえども負担をいただいているということになっております。

また、災害、その他、急激に所得がなくなった場合ですとか、そういう場合については、減免制度、それから非自発的の仕事の解雇等があった場合についても軽減制度等設けられてございますので、負担が高い部分もあるとは思いますが、負担はしていかなければならないものとは考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 短期証ですか、国保の短期証を厚岸町の場合は何名に出していますか。何名というか何戸というのか。短期証明証、保険証の短いやつは何戸ですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 現在、12月1日現在で短期被保険証が出ている世帯については60世帯。被保険者数にしますと113人となっております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 私たちも9月から10月にかけて、厚岸でアンケートをちょっとやらせていただいたのですが、その中で、国保のことでいろいろな声が上がっていきまして、何とか納めてはいると、だけれども、これ以上上がると生活がとても苦しいのだという、その声がすごく多かったです。その中で、やはり今、減免制度があるとおっしゃっていましたが、これは特別な理由によって保険料の支払いが困難になった場合を想定している。厚岸町もそうだと思うのですが。

ただ、今は生活保護基準以下の収入で暮らしている人たち、低年金で暮らしている人たちが増加していると思うのです。これらの人たちの多くは、収入が減少しないけれども、病気になったり、冠婚葬祭のその他の要因で保険料が払えなくなる場合が多々あると思います。ですから、今ある減免制度ではなくて、それプラスして、恒常的な低所得者に対する保険料の減免が必要だと思うのですが、それはどうですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町長の答弁にもございましたが、平成30年度からは、北海道が財政運営主体となりますので、各市町村の減免制度等について、統一をしていくという方向性がございますので、町長の答弁にもありましたが、厚岸町単体でそれを行っていくことにはならないものと考えてございます。

ただ、今、7割5割軽減、保険税の低所得者に対する軽減については、そのまま拡大傾向で、そのままといいますか、この数年間拡大傾向にございますので、その部分についてはしっかり取りこぼしのないように行っていきたいとは考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 先ほど、60世帯が短期証明書を出しているということでしたよね。それは1カ月もあれば、半年もあるのか、そういうのであると思うのですが、そういう人たちが今度この保険税が変わることで増えていくという可能性も出てくると思うのです。

それで、厚生労働省が最近、恒常的低所得者に対する保険料の減免が自治体で行われることを妨げないという考えを公表しています。つまり、厚生労働省も低所得者の人たちがいるということを認めているわけですよね。

今度、北海道に納付して納めなければならなくなりますが、そのときに滞納者の人たちが増えていくということになった場合に、これ納付金100%納めなければならないし、できなければ基金から借りるということになると思うのですが、そうなったときに、住民に対してのサービスを減らすという方向に向かっていく可能性だって出てくると思うのです。

やはり、収入の低い人たちにとって、納めやすいことを、今でも60世帯いるのですから、それが少しでもなくなるような保険料の考え方というか、制定の仕方とかをしていかななくてはならないし、減免措置はやはり北海道がやるにしても、厚岸町は厚岸町で考えていくべきだと思うのですがいかがですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 減免については、そういった意見を北海道のほうには伝えていきたいとは思いますが、何度も申し上げますが、統一した保険料率を目指して、同一の条件でやっていく方向性である以上、町単体で減免制度をつくるということにはならないと考えてございますので、ご理解お願いしたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 統一した金額になった場合に、今まで以上に負担を強いられた場合は、その人たちはどうしたらいいのですか。やはり、町で考えていかななくてはならないのではないですか。基金を積んであるから、その基金を取り崩して払えばいいということにはならないと思うのですが。それはどうなのですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 保険税が例えば不足した場合は、基金を崩して、災害は別として、充てるということにはなりません。あくまでも、市町村で責任をもって、北海道に積み立てる基金から、無利子の貸付を受けて、その年度をしのぎ、その後は3年間にわたって保険料に新たに賦課をして、保険税を集めるという仕組みが今回の改正に、基本的にはなっております。

議員、心配されるように、当然、今回の改正については所得層の低い方が多い都市部

については、余り上がらない、下がるというような傾向が見られます。特に1次産業、農業等がある市以外の町村部については、保険税が上がるような、これまで不足分を一般会計からの支援で補って抑えてきた部分もございまして、上がる町村が多いという現状にはなっておりますが、こういった問題から市町村国保の財政がこれまで行き詰まってきたという部分もございしますので、今回の医療制度の改革の中で、こういった問題の、国が公費を投入するとか、そういう支援もいただいている中で、統一化を図っていくということでございますので、負担をしないということにはならないのかなと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 こういう人たちって、結局、生活していくことで、収入は減少しないのですが、病気になるったりした場合に、病院に行くのを我慢したり、食べるもの少し減らしたり、極端な話、ストーブをちょっとつけるのをやめたりとか、そういうようなことで生活から防衛していくと思うのです。

国は法定外繰入はするなということですが、赤字解消に対しての法定外繰入はするなと言っていますが、それ以外では法定外繰入をするなとは言っていないと思うのです。いろいろ考えてやりなさいと言っています。

それで、今回のことですが、この統一化をするときに、1兆円がなければやっていけないのだというのは、これ、都道府県の知事会で国に申し入れて、それで3,000億円が出ていますよね。そうすると、やはり私たち、自分たちのまちの人たちが暮らしていけないということは、やはり声として上げていかなくは駄目だと思うのです。もし払えなくなったら、例えば差し押さえとかという形も出てくるのですか、これ。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、納税のほうの取扱いと一緒にありますので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、基本的にはその税、国保税ですけれども、国保税を滞納されたという場合につきましては、そういった、これまでのルール、法定で決まっていますので、そのルールに従って対応させていただくということになります。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 厚岸の場合は、それほどひどいことをやっていないとは思いますが、国保税を払うことで生活ができなくなるようなことは、私はないようにしてほしいと思います。これ、いろいろ求めていかなくはならないことがたくさんあると思うのです。北海道からいろいろ、道のほうから法定外繰入を解消してとか言ってきていると思うのですが、それに見合う金額を、やはり国と北海道が町村に対してもちゃんと負担するというのが当然なことだと思うのです。それに対して、ちゃんと購入しなさい、国と共同して購入するよというふうな申し入れはしているのですか。単純にこれだけ入れなさ

い、これだけ払いなさいということだけで過ごしているわけではないと思うのです。その辺はどうなのですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 北海道のほうで今回、保険料を算定する、標準保険料率、収納必要額を算定するに当たりましては、国の激変緩和として、2%、29年度よりも2%超えた分は国が激変緩和としてもちます。ただ、それには条件がありまして、今まで保険料が足りないにもかかわらず、保険税を上げてこなかった市町村、釧路管内にもたくさん、いろいろありますけれども、また反面で必要な分を保険税率を改正しながら上げてきた市町村というのがございます。何が何でも全部足りない分を北海道、国がもつのかと。そうすると今まで負担をしてきた住民に不公平は生じるかと思えます。そういう部分については、市町村で責任をもってくださいというのが北海道のスタイルでございます。

たまたま厚岸町の例を申し上げますと、29年度はいろいろなお金がたくさん、年度末に何とか確保できて、法定外繰入というのは行ってございません。今回の標準保険料率を算定する、納付金を算定するに当たった場合に、先ほど一人当たり、町長の答弁で2%ということもありましたが、実際には6.6%上昇する必要額が必要となります。ただし、先ほども申し上げましたが、厚岸町については法定外繰入を昨年幸いにしても行ってないというのもございまして、今回の仮係数には初めて国の激変緩和の対象となっております。1,800万円ほど減額されております。その上で、2%の、一人当たりになると2%の上限の増ということになってございます。

ですから、今まで保険税を町の施策として、町村の施策として上げてこなかったところを規定どおりに上げてきたと、その差はどうするのだという問題もございまして、その部分については、先ほども、何度も繰り返して申し訳ありませんが、北海道、国としては面倒をみないと。市町村で独自の、例えば6年間の激変緩和措置ということになりますけれども、その中で順次、標準的な保険料率に追いつくような方向を目指してくださいという形になろうかと思えます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 とすれば、厚岸町の場合は、法定外繰入ってずっとやっていないですよ。やっていたか。そうすれば、それほど高い、高いではない、低い、安い国保料金ではなかったように思っているのですが、やはりその部分でいえば、応能負担の部分を、これは市町村でできるということになっていきますので、応能負担の部分を減らさないようなことを考えていくべきだと思うのですが。もう1回戻ってしまうのですけれども。でも応能負担の部分をきちんと確保した上で、応益負担を考えるようにすることで、少しでも、やはり低所得者の人たちの負担を軽くするというのも、やはり手立ての一つだと思いますので、それを考えてほしいと思いますがいかがですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今言われたのは所得に対しての部分ということによろしかったでしょうか。一応、今回の北海道が行っている本算定、仮係数の本算定ですが、それで出ているのが、最終的に北海道として統一を目指すために30年度にまずこの段階までやりましょうというような部分になりますので、基本的には、まだ厚岸町として税率を確定しているわけではございませんが、そのベースとなるのは、やはりそこになっていくのかなと。ただ、余りにも差が多いという部分、全体的な傾向としてある場合は、そういう部分については、若干でも検討はしていかなければならないのかなとは考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 分かりました。いろいろな意味で検討してください。

それから、次に移ります。センサーのことなのですが、いろいろやっているからやらなくていいと読めるのですが、こういういろいろな緊急装置やハートコール、配食サービス、安否確認、確かに厚岸いろいろやっています。ですが、やはり起きていますよね、事故が。

このことで、これほかの町村でやっているのをお話しを聞いてやれないのかなという話をしているのですが、やっているところは、私らもこの前見せてもらいました下川町、それから西興部町、その地域でやっているのですけれども、室内に光が引いてあればできますということなのです。センサーを引くことで、玄関、居間、寝室にセンサーがついていまして、朝の4時から8時、それから夜の16時から20時まで、動きがなければ包括支援センターの担当者の携帯に何も無いということが連絡、電波で入るそうです。そこから。せっかく光が通っている地域で、それを利用しない手はないと思うのです。そういうので見守るということも必要だし、ひとり暮らしの高齢者が増えている今のときに、そういうものを使ってやることも大事なのではないですか。

これ見ると、何か人的負担が大きくて、利用者家族に煩わしさがあつたりとデメリットも把握していますと言いますけれども、担当者に、まずその人のところにその連絡が入る。ここは、下川の場合は、80戸かな、最初125戸ついたそうですけれども、そういう人たちのところでセンサーが鳴ったときに、まずその方のところに携帯で連絡が入り、そして本人が行く場合もあるし、民生委員の人に行ってもらう場合もあると、そういう形で、まずその段階で踏むことができるとなっているのですが、どうなのでしょう、厚岸町の場合は、それはできないことなのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） センサーを設置してということですがけれども、センサーを設置して、その異常があつた場合に、異常があつて駆けつけるという状況で、最初におっしゃいました2日間というような状況のことが完全に予防できるかということ、それは



そうではないと思います。異常があつて行ったときには、既に遅いというような状況もあるのだと思います。全くそれが有効ではないと考えておりません。当然、それはそういうものを使って、異常の状況が察知できたときに、その後どういう体制がとれるのかということが大事なのだと思います。そこが、例えば包括支援センターに連絡が入って、包括支援センターの職員がそこに行くということで、でも24時間ですとか、そういう対応がとれるのかということになると、それは非常に人的な負担は大きいこととなります。

一方で、つける方の考え方というか、そういうのもあるのだと思います。例えば、子どものところに行っていないなくなるですとか、そういうちょっと留守にするのだとかというような連絡の体制なんかも、そういうことを煩わしいと思う利用者も実際にいらっしゃいます。

そういうようなことを考えると、今の段階ですぐそれを設置をしてということになるかなと考えたときには、それはまだ先にやることではないかなと考えております。そこで、今やっている体制、それからやはり地域の見守りというものが、いろいろな意味で大事になると思いますので、そののところをもっとしっかり進めていくべきだと、今考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 厚岸いろいろやっていますよね。緊急通報の設置、ハートコール、配食サービス、安否確認の仕組みは。いろいろやっています。郵便局との高齢者の見守りまでしています。そういうの、それからセブン・イレブンとか、コープ札幌とか、そういうことをやっています。その上でも起きたのです。

先ほど、煩わしいという言い方をしましたけれども、不安に思っている人がいるのです。やはり、自分が倒れたときに、ひとりの場合にはあつたらいいなという声が出ているのです。そして、それがつけてくれたら、やはりいろいろなめんどくささはあるかもしれないけれども、ひとり暮らしの自分にとっては、とても大事なことなのだと思います。方につければいいのではないですか。全員につければと言っているわけではないです。これだけきちんといろいろなもの揃っているのですしたら、これでいいという人はいないのではないですか。でもそうではなくて、とても不安だと思っている方が結構いるのです。その方たちに、話を聞きながら、センサーをつけるということがどうしてできないのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実際に起きた方の部分につきましては、その発見される前々日に実際にコンタクトをとっておりまして、その上でご家族との方とも連絡をとっているというような状況でございます。という部分では、実際にそういう体制を整えて、実際に対応もしているのですけれども、防ぐことがやはりできない状況というのはあるのだと思います。

今、センサーの部分でいきますと、先ほど町長の答弁で、町長からありましたけれども、町が設置する部分、それから民間で実際にやっているのですけれども部分というのがあります。ご家族含めて、心配をされている部分については、民間事業者がやっているものの活用もできます。必ずしも町が、それを整備してやらなければならないという部分は、そういうものも検討する一つのものだと思います。そういう面では、その部分は今の段階では、まだ町が設置をするといくよりも、もっと周り、それは町の施策も含めてですけれども、見守りの活動体制を、いろいろな目が見守りの体制ができるように考えていくというのが、まず進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 このまちで暮らしたい、このまちが好きで、ずっと小さいときから一緒にここに住んできたので、このまちで暮らしたいという、そういう人たちの中で、家族がつけてくれないのだったら、私は知らないよと、そんな感じに聞こえますよね。そうではないと思いますが、24時間見守れと言っているわけでもないです。朝の4時から8時、それから夜の16時から8時という、そういう時間帯でつけて、見守りをしているそうです。そのまちは。それは、ここに住んでほしいという、そういう思いを込めた見守りだと担当者は言っていました。こういう形で、少しでも、このまちから人口が減らないで、そこで住んでくれる人ができる、たまたまそのことで事故になったとしても、それは仕方がないと思いますが、全くのそういうこともなし、そのことで亡くなってから何日もたってから発見されるようなことは極力避けてほしいなと思います。

次に移ります。産業の後継者のことなのですが、ここに浜中のことも書いてもらいました。それで、今回浜中では、この施策が今年の4月からかな、今年の4月から始まっています。結果として、漁業後継者が7名、酪農後継者で3名、商工業後継者で2名と、合計12名の後継者が登録されています。その人たちが3年間、自分のところで修行をして、後継者として育っていくという、こういう就業交付金というのが動いています。

やはり、ほかのまちに行くよりも、自分のところで暮らしたいという、やはり親の仕事をやりたい、一緒のことをやってみたいという子どもたちの、その願いに、今まちに行ってもすごい大変な思いをしている子たちがたくさんいます。片や今度、地方では、その子たちがいない、後継者やUターン場所がないということで帰ってこれないとか、そういう場合もあります。それですから、今導入の必要性について検討していくことなので、もう少し前向きに、きちんと調べてやってほしいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者言われたように、私どもも浜中町のほうから、3月の段階から承知をしておりましたので、当初予算で措置された状況であるとか、あるいは6月補正で増額対応をしているのです。実際にそういった方々が、この制度がで

きたことによって、後継者と思っていなかったものが入ってきたのかというと、実は、実際にはそうではない状況もあるようでございます。ただ、そういった効果というのは、出るとすれば、これから徐々に出てくるかもしれません。

それと、浜中町のほうにお聞きしますと、その制度の内容も、今の現状の制度というのは、いったん外に出た方が浜中町に戻ってこられた方を対象にしているという制度ですけれども、来年度に向けて、そういった支援拡充についても検討しているということもお聞きしております。

また、石澤議員から3月の議会でも質問をお受けしまして、道内の農業、水産、あるいは商工業、そういった部分の後継者の方々の確保に向けた支援制度、こういったものがあるのかというのもいろいろ調べさせてもらっております。そういった中では、奨励金みたいな支給の仕方であれば、あるいは後を継ぐために専門の学校に行く、あるいは大学に行く、資格をとる、そういったところにかかる経費に支援するまちなもあります。また、設備投資をする際に、その後継者の方に支援する制度というのもあります。さまざまあります。

ですから、こういった制度が後継者確保に向けて有効なのかというものも勉強させていただいて、いろいろ先程来の話にあるように、いろいろな議員さんも、町民の方々も、町にやっていただきたいことはたくさんあるわけですから。それを限られた財源の中でやるという部分では、そういった検討をきちんとして中で制度設計のほうも踏まえて考えていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(「いいです」の声あり)

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。再開は午後3時30分からといたします。

午後3時02分休憩

午後3時30分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

6番、室崎議員の一般質問を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 先に通告いたしました一般質問通告書に従って、質問を申し上げます。

救急医療についてであります。町立病院では24時間の救急医療体制を整備し、救急患者の受け入れを行っています。これに関しては、多くの町民が、そしてまた、この場に立ち会うことになった本人や家族からは、大変に感謝されています。これを利用した受診や救急車の利用等について、課題とその対応についてご説明をいただきたい。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

救急医療体制について、「町立病院では24時間の救急医療体制を整備し、救急患者の受け入れを行っている。これを利用した受診や救急車の利用等についての課題とその対応についてお聞きする。」についてであります。町立病院は、厚岸郡で唯一の公的病院として「救急告示医療機関」に指定され、24時間体制で救急患者の受け入れを行っており、住民に密接した初期救急から、重傷・重篤な入院治療を必要とする患者にも対応した二次救急医療を担っております。

最初に、患者ご自身で来院される場合を含めての救急患者の受診状況についてですが、ここ3年では、平成26年度1,894人、平成27年度1,953人、平成28年度2,154人と増加傾向にあります。

また、平成28年度実績における受診時間帯では、午後5時15分から午後9時までが619人、31.6%と1番高い割合となっておりますが、午前0時から午前8時30分までは、277人、14.2%と少なくない割合となっており、常勤医が交替制の当直では、翌日の勤務を考慮した場合に、負担が大きい数値となっているところであります。

次に救急車の利用状況であります。あくまでも町立病院に搬送された患者に限りますが、ここ3年では、平成26年度222人、平成27年度246人、平成28年度355人で対前年度では、109人、44.3%の増加であり、年々増加しております。

町立病院では24時間の救急医療体制を整備し、救急患者の受け入れを行っておりますが、これは突発的な症状として激しい頭痛、腹痛、胸痛、外傷等で、緊急処置の必要な患者さんの治療を行うことが基本であります。

しかし、既に朝から熱などの症状がある方が、深夜に受診するケースなど「コンビニ受診」と呼ばれる緊急性の低い軽症患者の受診もあり、このような患者が増えると緊急性の高い重症な患者への対応が遅れる場合もあります。

また、夜間では限られたスタッフでの対応となり、詳しい検査ができないなど、診断を確定できない場合もあります。

これらの課題といたしましては、今後、ますます高齢者が増加することで、救急搬送される患者も増加するとも言われており、緊急性が高い重症患者も増えると予想されているところです。

さらには常勤医師の不足も重なって、夜間救急医療体制の確保が一層難しくなっている現状でもあります。

町立病院では、夜間受診の電話には、まず看護師が相談に応じて、症状によっては、様子をみてもらう場合もあります。

さらには、年1回定期的に、できるだけ診療時間内に診察をしていただくよう広報を行うとともに、病院のホームページでも時間外外来の適正な利用をお願いしているところでもあります。

また北海道では、夜間の子どもの急な病気やけがについて、すぐに医療機関にかかる

必要があるか、家庭でどのような応急手当をすればよいかなど、保護者等を対象に、毎日午後7時から午前8時まで、看護師がアドバイスを行う「小児救急電話相談」を実施しており、広報誌により町民にもお知らせしているところであります。

こうした広報や相談活動を行うことで、軽傷者の夜間受診の軽減に努め、診察時間内で受診していただくようお願いしているところであります。

ただし、いつもと違う体調の急な変化には、躊躇せず町立病院に連絡いただくか、救急隊への一報を行っていただくことも大切なことであります。

今後も、24時間の救急指定病院の使命を果たすため、財政負担の増加もありますが、常勤医の確保や日当直支援の医師確保を、医育大学など関係機関への要請を毎年継続し、救急医療の診療体制を守り、限りある医療資源を将来に継続し、町民皆さんの福祉の向上に寄与できるよう、地域医療体制の構築と充実に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今回のような問題に関しましては、その制度を運用している立場の人と、利用する立場の人の中で、課題や、それから要望ですね、そういうものに齟齬があつてはならないと、そのように私は思っております。それで、こちらが一方向的に課題を出して、これとこれはどうなっているのかという質問ではなくて、何を課題と考え、それに対してどう対処しているのかというのがお聞きしたくて、このような非常に大ざっぱな質問になってしまったこと、こちらの意のあるところをお酌み取りいただいて、お許しいただきたい。

その上で申し上げます。まず、今回の広報あつけしでも町立病院の記事が出ておりました。その記事の最後というのか、2ページ目のところに、救急外来の適正な利用をという記事がございます。コンビニ受診というのが後を絶たないということだと思っております。ここではやわらかく書いていますけれども、救急車も同じような要素があるものですから、今一緒にしてお話します。救急車タクシーと言われる、大したことはないのに、救急車を呼んで行ってもらうと。それと、先ほど町長の答弁の中にもあったコンビニ受診。こういうものはやめましょうと。適切に使わないと救急医療体制が崩壊してしまいますということは、これ全国どこでも言われています。厚岸町でも、救急車はタクシーではありませんというようなポスターが貼られています。これは、私もそのとおりでございます。

ただ、このキャンペーンをやりますと、副作用も考えざるを得ません。それは、真面目な人は、なるべく使わないほうがいいのだな、なるべく夜は行かないほうがいいのだなというふうにとってしまうおそれもある。そうすると、本来の利用が抑制されてしまう。無神経な厚かましい、もともとコンビニ受診なんかを意に介さないで行うようなやからは、そういうキャンペーンがあっても全然それを意に介さないで出てく。ということになれば、これ、本来使うべきところを抑制して、やっちゃいけないところは余り効果がないということに、論理的にはなりかねない。そういう副作用をどのように解消す

るとお考えでしょうか。まずその点からお聞きします。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 町立病院は医療機関でございますから、あくまでも患者さんが受診に訪れた場合には診察に応じるというのが大前提でありますし、今もその症状に不安の方は病院に一度来てくださいという広報を、広報といいますか、電話対応、それから医師の対応を行っております。そういう意味では、24時間普通に利用されているのだと私どもは思っております。

ただし、質問者がおっしゃいますように、安易な利用が、やはりここ多くなってきている。これは件数が多くなるのと同時に多くなっているということも、我々ずっと病院にいますので感じとれるし、そういった症状の方も増えているということは現実ですが、あくまでも我々は医療機関ですから、今あるように、それを、利用を思いとどまるような、余り壇上からコンビニ受診はいけないのだというような広報はなるべく控えたいと、私どもも実は思っております。これを、じゃあ適正な利用をどう促していくかというのは、大変難しいと、私ども感じております。

ただ、今時点では広報の中で、わずかなスペースの中でも、やわらかく、余りにも受診を抑えるようなことのないような表現を使わせていただいて、あくまでも町立病院は救急医療としての患者の受け入れを優先的に行っていると、24時間行っているということを全面にお知らせするというのを、今やるしかないのかなということだと思いません。

ただ、負担が大きくなっているということは確かにありますので、その部分は町民の方にも、少しずつではありますが理解していただくような方法も、広報なんかを使って行っていきたいということで、年に1回程度は紙面を、わずかではありますが、20行を切るような、わずかなスペースではありますが、お知らせをさせていただいているという現状にあります。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 時間も余りないので、端的に答弁をお願いいたします。

不適切な使い方をやめてくださいということなのですよ。簡単に言うと。適切に使ってくださいということ。でも、それは医療関係者はよく分かっているのです。これが不適切で、これが適切だという。だけれども、利用者のほうがそれをきちんと理解しているだろうか。

素人は痛い、かゆいで騒ぐのですよね。しかし、緊急を要すると、町長の答弁の中でもいう言葉を使っていますが、この緊急措置の必要な場合というのは、それは外傷の場合にはちょっと別にして、痛い、かゆいではないですよ。放っておくと命に関わるという症例が緊急の場合なのです。そうすると、何が緊急で、何が緊急ではないのかという判断を、少なくとも町民が最低限できるようにならないと駄目だ。これが、いわゆる不適切な利用を防ぐ1番の根幹ではないのかと思うのです。

そうすると、医療知識の啓発、啓蒙、これをどんどん行っていかなくてはならない。ポスターや、それから広報あつけしに書くのももちろん大事です。ホームページに書いてあると町長答弁に出てたり、それも大事です。でも、例えばそれぞれの地域で懇談会を行うとか、あるいは医療講演を適切に行っていくとか、いろいろな方法で、この受診の仕方、救急車の使い方というレベルではなくて、こういう場合には大急ぎで町立に行かなければならないのだと。町立病院、病院に行かないと、あしたの朝までいたら命に関わるような症状もあるし、あしたの朝になっても何もそう心配することはないというものもある。その見極め、それをきちんと町民に分かってもらうこと。これが非常に大事ではないかと思うのです。それが1点です。

それから、町長の答弁の中でもちょっと触れられているのだけれども、そういう、これは救急車よりも夜間診療の問題ですが、容体が何かおかしくなると、非常に心配だというときには、まず町立に電話してくださいと。そうすると、看護師さんがこれを適切に受けて、その内容を聞き出して、それはそんなに今のところ心配はいりません。あるいは、これはすぐいらっしゃいということを書いてくれる体制。それをきちんとつくった上で、町民にもそれをみんなに分かってもらい。PRする。そういうこともまた非常に大事ではないかと思うのです。

この辺りは、現在どのようになっている、どのような体制ができていて、どのように町民に広く広報をしていますか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 最初の質問にありますように、本当に必要な受診を控えてしまうようなことがあってはなりません。ですから、広報の仕方も大変難しい、これは事項です。ですから、先ほどとも重なりますが、それが余り全面に出て、特に高齢者が今多くなっていますので、対前年比でも30%以上高齢者が多くなっているという現状にありますので、まずは電話で自分の今の状態を問い合わせてもらおうというのは、これ非常に大事だと思います。

それから、プロであります救急隊、こちらも今、大変体制が進んでいます。いろいろな装置を積んでいますし、やれることも増えましたので、そちらの指導を受けてもらうということも大事かと思えます。

ただ、そういうことを医療講演会等を通じてお知らせしてきたというケースは今までなかったかなとは思っています。といいますのは、医療講演会といいますと、どちらかというと病気のことについての基礎知識的なところが多かったように思っております。それから、余り今、繰り返しになりますが、そういった場で救急医療のことを余り全面に出すということは、何かこう、救急医療24時間やっていますよという町立病院の姿勢が、ちょっと問われるような場面にもなりかねません。ちょっとそういうことでは、講演会等々で、そういう機会をもつということはありませんでしたけれども、おっしゃるとおり、これだけどんどん増えますと、やはり町民の方にもかかり方というのを分かってもらう必要があるのかなとも、今思いました。

何かそういう機会があれば、そういう救急医療ですとか、病気についての基礎知識と

かという部分を先生のほうから話してもらえるようなことも、今後検討できればと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 私が言っているのは、救急車や、あるいは夜間診療を無駄に使わないでくださいということを表に出せということを行っているのではないのです。一人一人が、これは病院に行かなくてはならない、これは行かなくてもいいという判断がある程度できるようなまちにしなければなりません。

そんな年に1回の医療講演会でちょこっと言ったからって、そんなにはなりません。何人来ますか。来ても100人でしょう。この町約1万人いるのです。そうすると、まず、たゆまずいろいろな機会をつかまえて、厚岸町における医療知識の向上というものを図らなくてはならないだろうと。それが、結果において、コンビニ受診とかいわれるようなものも抑え込んでいくことになるのではないかという意味なのです。その点を取り間違えないで進めていただきたい。

それから、実は、北海道では云々ということが町長の答弁にあったけれども、この医療知識の向上というのは、実は子育て支援でもあるのです。特に夜間の発熱ですね。小さな子どもの。そういうものときには、母親はおろおろしますよね。その発熱にだっていろいろな種類があるわけでしょう。私は詳しくはないけれども。

こういう症状で発熱したときは、もうとにかく寸刻を争っていらっしゃい。こういう発熱のときは、子どもはよく熱を出すのだけれども、大した問題はありませんよ。そういうことを、一つには今言ったように、医療知識の向上によって、みんなが判断できるようにする。

それともう一つは、町立病院にまず電話してくださいと。こんなんなのですけれども。そうしたら、すぐいらっしゃいと言うか、いやいや、それならあした病院が開いてからでも大丈夫ですよという適切な指示をしてくれる。この体制をつくることではないですか。

そうすると、自分では判断できない、母親なら子どもの発熱、年寄りがいけば年寄りがちょっと容体が急に変わってきた、そういうときに、まず町立病院に連絡すると、そこできちんとした対応をしてくれる。そのことが非常に大事だと思うのです。そういう体制をつくらないのかということを行っているわけです。

それで、北海道では確かにこういう小児救急電話相談というのを実施していますよ。ただ、道がやっていますといっても、厚岸で子育てをしている母親たちには遠い存在なのです。今、自分の子どもが熱を出して、病院に行こうか行くまいかと思っているときに、北海道でやっています札幌のそのところに相談して、小児何とかの相談をしてくださいといっても、これはなかなかそのときには思いつきません。やはり、そういうものも町立病院が電話を受けてかねる。そういう体制が必要ではないですか。

それで、私はこれ誤解のないように言っておきますが、電話を受けた人が問診で診察しなさいということを行っているのではないのです。これは危ないなと思ったらすぐいらっしゃい、これはまあ絶対大丈夫だろうと思ったら、まだ様子を見てくださいという



程度の判断でいいわけです。そういうことをするから安心してこのまちで暮らせるという対応をつくっていく必要があると思う。

現在、確かに町立病院に電話をする人が多いです。特に夜間受診しようと思うとき。それに対して、そういう形できちんと受けとって、きちんとした対応をできるための技術というのを、町立病院が磨いて体制をつくっていると今お考えですか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 医療講演を開いて、そこで救急医療のあり方をするばかりではないのだと、お話しをするばかりではないのだと。基礎的な医療のお話しをするのが根本だというお話しはよく分かりました。

町立病院も1年に1回ないし2年に1回はそういった機会を、あみかと連携しながら医療講演会等々も行っておりますので、今の意見を参考に、今後もそういった機会をみて、取り上げていきたいと思えます。

それから、病院の救急医療を受ける体制ですけれども、今も北海道でもやっておりますけれども、これは北海道についてたまたま、そういう広報もやっていることを広報にもお知らせしているということですが、今現在、うちの病院も普通に電話を受けてどう対応したらいいのかということを見守るが、専門用語ではトリアージというらしいですけれども、それを看護師が既にやっています。もちろん、これはあくまでドクターではありませんから、初歩的なことではかえませんが、とりあえずかかったほうがいい、もうちょっと様子を見たほうがいいというのは今現在、ずっとこれは体制を行っております。救急隊とも救急マニュアルを、平成18年からつくっております、そういった中でどういった対応をとるかということを見守るがとれるようになっておりますので、全くないわけではありません。そういうふうにご利用されて、実際ちょっと朝まで待っているような患者さんも最近います。ですから、体制としては十分ではないかもしれませんが、看護師が応じられる体制は今も現在あるということだけをご存知いただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 町民の中にはいろいろな声があります。それはいちいち言いませんが。聞き取りの体制ですね。きちんと受けとって、相手方がきちんと分かるようにするのは技術ですよね、これ。そういうものについては、こうやって十分にやっているのですと胸を張って言えるような技術を磨いていただきたい。それと、体制として十分ではありませんがやっておりますなどと言わないで、これは十分にやっていますよと言えるものをつくっていただきたい。

それで、これはさっきも言ったように、町立病院だけの一部門だけの問題ではないのです。子育て支援だとか、町民の健康維持だとか、そういうものが全部絡んでくるのです。だから、必要な経費があったら福祉課に請求すればいいわけです。町としてどうするかなのです。町立病院さん何やっていますかではないのです。その点は誤解なきよう

にお願いしたい。

その上で、次に申し上げますが、深夜に具合が悪くなった。夜の11時とか12時に。それで町立に電話をしたら、じゃない、救急車をお願いした。そうしたらすぐ運んでくれた。お医者さんと看護師さんの非常に適切な処置があって、夜中の2時ごろに落ち着いた。帰っていいですよと言われた。どうやって帰るのという話があるのです。

救急車は家まで送ってくれません。タクシーはもちろんない。これから今、先ほどの答弁の中でも何遍も出てきましたが、高齢者は増えてきます。もとは車を運転できたろうけれども、免許の返納やっていますよね。自分の家には車がない。とって、夜中の1時、2時にたたき起こして、ちょっと迎えに来てくれやというような身内もいなければ、そんなつきあいをしている人もいない。こういうときどうするのか。こういう問題に対しては町立病院はどういう体制をとっていますか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） この問題は夜間のタクシーが8時以降なくなるという情報が入った時点で、医局の中でも大変話になりました。救急車で運ばれて来たあとの半分ちょっとは入院が必要ない、大体6割くらいは入院されていないのです。そういう人方にどういうふうに自宅に帰ってもらうのかということが話に出されました。でも、正直な話、その答えは病院では出し切れずに、病院がそれを、その方たちを送り届けると、自宅まで送り届けるというようなことが業務の中にはありませんし、まして1泊入院わざわざしてもらうということにもなりませんので、大変私どもも今解決できない、病院としては解決できない問題。これからも大きな問題になるのではないかと押さえておきます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 そうですね、問題ですねでは終わらないでしょう。現実には、この前実は話を聞かされまして、あるお年寄りが、橋のこっち側だったからよかったのでしょうかけれども、そしてこんな寒い時期ではないから。やはり夜中の2時ごろ、はい帰っていいですよと言われて、歩いて帰った。大変だった。こういう話があるのです。今の時期だったら、それが命取りになりかねませんね。これに対して、やはり手を打つことは非常に大事ではないですか。

病院の車で送り届けろなんて、私言いません。せめて、朝タクシーで帰れるような、あるいは近所つきあいの人に済まないけれども来てくれと言えるような時間まで、町立病院で、一服という言い方おかしいのだけれども、休んでもらうというような措置を、何らかの、これはもう、まさに今おっしゃるように、町立病院の業務の中の問題ではないのです。だから、それはほかの関連する課とも相談してもらって結構だと思います。そして、何らかのやはり、特に冬なんかは身の安全を図るということになるかと思えます。治ったのだから、そのあとわざわざ入院させなさいということにはならない。それはそのとおりだと思うのです。それでどうするかということで、これはやはり緊急に、

その制度として考えていただきたい。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） もう救急的な処置は終わりましたよということで、お帰りくださいというような、自宅に帰っていただくのもありますけれども、実際は残っている方もいるのです。時間によっては。それを病院の外に出ていただくというようなことを強制的に行っているようなことはありませんが、今おっしゃっているような、例えばここで休める場所をつくるとか、そこまでは今までちょっとやったことはありません。

本来の業務とはちょっと外れる部分ではありますけれども、ほかの課とも相談できるところに働きかけて、どういった対応が可能なのかということも含めて、実際、医局のほうでも大変これ重要な課題だと理解していますので、ちょっと時間をいただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 完全な制度としてできるまで、やはり何らかの応急処置も必要でしょうし、帰っていいよと言われて、まじめに帰ってしまったら大変なのです。この時期。ですから、それについてはまず緊急処置、そしてこのあとどういうふうにできるかと2段階で進めていただきたい。

先生は、ああよかったな、治ったなど、帰っていいですよとにこにこして言いますよ。それはそうですよ。命に関わるようなところを救ったのだもの。お医者さんはほっとしていますよね。そのあと看護師さんが帰る便ありますか、なければ朝までこういうふうにしていいですよと言ってくれるのとそうではないのでは、やはり利用者の安心感は全然違いますので。これは医局の皆さんもそのことを理解しているというのであれば、どうか行動に移していただきたい。

そして、もう一つお聞きいたします。それは、言ってしまうと、病病連携の問題です。厚岸町の町立病院は、この地域の地域医療の中核としての役割を担っていますよね。言うまでもないことです。この地域医療というのは、地域の医療でもなければ地域で医療でもないですよ。要するに、この地域に住んでいる住民の生老病死を根幹から支える、これが地域医療ですね。その中核が町立病院なのだと。私はそういうふうに評価しています。

それで、救急車に関してなのですが、ときどきこういうこと言われるのです。尾幌で交通事故があった。救急車が走った。町立病院まで連れてきた。そして間もなく釧路の、例えば労災だとか、市立に向かって走り出した。転送というやつですね。時間の無駄でないか。手間の無駄でないか。こういうことを言う町民が結構います。

私はそのたびに答えます。それも何も無駄でないのだと。その救急車というものは、原則として町内の病院に走る、入れないさいとか何とかというような決まりがあるのかないのかも知りませんし、そんな話は今ちょっと脇に置いていますから。大事なことは、町立病院に入ることによって、そこでまず、町立病院でできる診察や処置をする。

そして、ここに置いておくよりも、その3次医療圏の大きな病院に行くことのほうが大事だというふうに判断したときは、その行き先と当然連絡をとって、そして、じゃあ町立ではここまでやってくれと、私のほうでこう受けるから走りますよという連携をしているのだと。だから、尾幌のように釧路に近いところで事故が起きたからって、一旦町立に入ることは無駄でも何でもない、大事なことなのだと。そのように言います。この考えは間違いないですか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） そのとおりだと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、それは町立病院の体制として、そういうものだということは、常勤の医局の先生たちの共通理解ですね。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） もっと先ほどの質問、一つ前の質問から触れますと、やはり町立厚岸病院に1回入ることによって、一時的な、初期的な治療を行うか、行わないかは、これ、大変大事なことです。あるいは、行えない場合は救急隊もかなり行える、救急車の中で行えることができましたので、それで賄えられるような範囲であれば、医者が指示をして行けるようになりましたので、そういう場合行ってもらうようなこととなりますので、そういったシステムの、システムといいますか、仕組みは、当然うちの常勤の先生は知っていますし、それから応援に来てもらう先生方にもそういった問題は伝えられて、入ることによってそれが効果的に作用する場合は入ってもらう。場合によっては時間を急ぐ、特殊な脳の疾患ですとか、できることが救急車でできるのであれば、行ってもらう指示をすぐ出すということが連携の中に踏み込まれております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 そういう話を町民に分かるように、やはり広報してほしいのです。そういうことで、みんな安心しますから。

それで、今、都会では、何というのですか、救急車のたらい回しとか、いろいろな言方をされるのですけれども、特に休日や祝日なんかには起きるようです。夜間にもあるのかな。救急車が患者乗せますね。そして、この病院に入ろうとすると、今その科の担当医いないから、うちには来てどうにもなりませんよという調子で、あっちこっちをたらい回しされるのです。それで、1時間も2時間も救急車が動けないでという話、ニュースなんかでときどき聞きます。そういうことがないようにということで関係者は随分努力しているようですが、やはり都会ではそういうことが随分あるようです。

厚岸の場合には、まず1次として町立が受けると。そして、町立病院として連携している大きな病院に、もちろん今、事務長さんおっしゃったように、症例によってはそんなこともしてもらえない、すぐ行けというのものもあるだろうし、町立でもって十分対応できるというものもあるから、全部が全部ではないですけども、それが必要な場合には、町立から連絡をとった病院に送るといふ、この体制はきちんとできていますよと考えてよろしいですね。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 質問者がおっしゃられました地域医療、ですからやはり、1次的には全てを受け入れて、できる処置はそこで行うというのがうちの病院の基本スタンスです。ですから診療科を問わず、全ての科に対する治療を行うということは医局の中でも徹底されています。

しかし、専門家が全て20科ですか、19科、揃っていませんので、そこには限界がありますので、そこはきちんと釧路の2次救急、3次救急の病院と連絡を取り合えるルートをもっておりますので、すぐ電話で、ドクター to ドクターで症状を含めて、検査結果も含めて、やり取りをしながら、すぐ送れると。また送る体制も救急隊のほうではもっておりますので、対応していただけるという、これまでと同様の対応で、今も現実にそういう毎日の運用を行っているところであります。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 常勤の医局の先生たちにはもう、それはもう共通認識としてあるということにはよく分かりました。

それで、都会の例なんか、報道でもって見ますと、その病院に科は幾つかあったのだけれども、その日は内科の先生が当直なり宿直でいたと。すると外科の患者が入ってくると、俺は、要するに救急車から連絡があると、私は内科だから、それは診れないからほか行ってくれというようなことがままあるというようなことも、何というのですか、テレビのワイドショーみたいなのでやっていたことがあります。これ大変だなと思います。こと町立病院に関してはそういうことはない。常勤医であろうと、応援隊の先生であろうと、それは町立病院のポリシーというものはきちんと説明しているのだと理解してよろしいですね。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 外部から支援を受けている先生たちも含めて、小児科から高齢者まで全員受けるといふことは、医院長の方針でもありますし、そういう方、そういうもしお医者さんが来た場合は、すぐお断りするということ徹底をさせてもらっています。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それで、そういうことを含めて、やはり町立病院というのはこういう方針で医療活動を行っているのですよということを、きちんと町民に知らしめていただきたいのです。そういうことが、何で尾幌でもって事故あったのに真龍まで来るのだなんていうような、とんちんかんな話が、尾ひれがついて、変なことになることをきちんと防ぐことになると思うのです。やっているのだから。現実には。その点は、広報というもの、町立病院というのはどういう病院なのか。先ほどのかかり方から始まって、そういう医療の体制まで、これをやはり町民に知らしめる広報というのには、ぜひ力を入れていただきたい。

それで、ちょっと一つだけ、それはお前が悪いのだと言われるかもしれないけれども、こういう広報していますよというときに必ず出てくるのがホームページに書いていますということなのですけれども、あれは若い人たちには相当の割合があるでしょうけれども、今、町立病院を必要としている人のうちの、ある程度の割合は高齢者なのです。そういう人たちにも理解してもらいたいのです。そうすると、やはりなかなか難しい伝達方法であるなということもありますので、その当たりを含めて、どうやって知らしめていくか。

それから、さっき言ったことと重なるのですけれども、例えば保健師なんかを含めて、地域住民の中に入って、医療関係の講演、講演ではないな、これは懇談ですね、そういうものをやって、ああなるほど、今縷々質問し、答弁していただいたような内容を町民みんなに知ってもらうためにはどうすればいいか。これ、町立病院だけの問題ではありませんので、その点を含めてご検討をいただきたいし、なるべく進めていただきたいと、そのように思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院の広報といえば、決算のお知らせ等々で紙面を使ってきたという経緯もありますけれども、ぜひ今のような病院の受診の仕方ですとか、方針ですとか、そういったところはぜひ紙面を、広報の紙面をいただいて、年1回ということにはならないかもしれませんが、お知らせする機会を設けていきたいなど、今、つくづく感じました。

それから、以前お茶の間懇談会ということも相当やっていました。数は。その場合は保健師のほうも2人参加をいただいて、地区地区にこう回っていったという経緯もありますが、ここ最近、常勤医の不安定な状況が続いて、夜は空けられないということもありましたけれども、そういった機会も含めて、再度地域にも出て行ってお知らせするという機会も、これは自治会のほうにもお願いしなくてはなりません検討したいと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 最後になります、医療に関する懇談会だ、講演会だ、何だというと、お医者さんとなるのですよね。だけれども、厚岸町の場合、定員8名でしたか。厚岸町の常勤医。10名ですか。6名ですか。だけれども、定員を超えるだけのお医者さんが常駐したという記憶は私ないのですよね。常に医師不足です。そういう中で頑張ってもらっている人に、ちょっとまちまで出て行って、またやっってくださいって、これは大変難しいと思う。

そうすると、その足りない部分を補うのは看護師であり、保健師であり、そういう人たちが、医師でないと言えないような話しなくてもいいわけですよ。それよりもっと初歩的な医療知識や、あるいはある種の技術、そういうものを分かりやすく説明してくれば、それだけでも十分参考になるわけですね。だから、100を求めないで50、70をどうするかというようなところで、100できないからまだできないのだと言っているよりは、50でも70でもやったほうがいいわけですから、そういうことを進めていただきたい、そのように要望いたしますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） おっしゃるとおりだと思います。医療講演会といえば、どうも医者を先頭にとり立ててしまいますけれども、先程来ありました救急外来の受け方ですとか、そういった部分は事務や看護師でもできますので、ぜひそういうことも検討して、実施に向けた取り組みを保健福祉課とともに検討していきたいとは思いますが。

（「はい」の声あり）

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は大野議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、1番、大野議員の一般質問を行います。

1番、大野議員。

●大野議員 本定例会において、通告しております通告書に従い、質問をさせていただきます。

ます。

1 番目の町営牧場についてであります。

町営牧場で人手不足の状況が続いていると聞くが、町はこの状況をどう考えているのか。

アとして、従事者の募集方法はどのように行っているのか。

イ、募集範囲を道内・道外へと拡大するつもりはないのか。

ウ、今の状態で適正な牛の管理や作業はできているのか。

エ、農協と連携して、酪農ヘルパーや町営牧場の従事者が宿泊・研修できる施設を建てるべきと思うがどうか。

オ、牧草収穫なども農協所有のコントラクター機械をうまく利用できないものか。

次、2 番目にデマンドバスについてであります。

2 カ月間運行して、利用状況はどうだったのか。また、今後どのようにしていくつもりか。

3、ボランティアハイヤーについて。

ボランティアハイヤーの運行が民間レベルで行われているが、町としてどのように受けとめているか。

以上の点を質問したいと思います。よろしくお願ひいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1 番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の町営牧場についてのうち、はじめに「従事者の募集方法はどのように行っているのか。」についてであります。一昨年までは町の広報誌で、毎年2月に募集を行ってまいりましたが、昨年からはハローワーク釧路に、町内在住者に限定せず求人募集をしております。また、今年からは町のホームページと新聞も活用して求人募集を行っているところであります。

次に「募集範囲を道内・道外へと拡大するつもりはないのか。」についてであります。前段でも申し上げましたが、昨年釧路管内まで募集の範囲を広げておりますが、それでも応募がない状況であるため、今後、全道さらには全国に求人募集の範囲を広げることも視野に入れ、作業員の確保に向け検討するよう、既に指示しているところであります。

次に「今の状態で適正な牛の管理や作業はできているのか。」についてであります。現在の作業員不足の状況では、牧場作業の一部に支障を来す恐れがあることから、今年は堆肥や牧草ロールの運搬、預託牛の入退牧に係る運搬などにおいて、民間の力を活用しながら、預託牛の適正な管理に努めているところであります。

次に「農協と連携して、酪農ヘルパーや町営牧場の従事者が宿泊・研修できる施設を建てるべきと思うがどうか。」についてであります。町営牧場の従業員に限らず、釧路太田農業協同組合でも酪農ヘルパーをはじめとした、農業関係の従事者の確保に大変苦慮していると聞いております。

町外へも広く求人募集をする場合には、住居等の確保も考慮すべきところではありま



すが、今後、どのような形で人材確保に向けて取り組んでいくべきなのか、他市町村の事例も参考にしながら、釧路太田農業協同組合とともに、農業を支える人材の確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に「牧草収穫なども農協所有のコントラクター機械をうまく利用できないものか。」についてであります。町営牧場では、牧草収穫の全てを、牧場所所有の作業機で行っておりますが、作業員の不足と作業機の老朽化などから、適正時期での収穫に支障を来すことも考えられます。

一方、釧路太田農業協同組合の牧草収穫体制は、機会の大型化・効率化が進み、コントラクター事業の充実が図られております。しかし、釧路太田農業協同組合のコントラクター作業機の多くが、補助事業上の制約から、利用対象者が限定されていることや、牧草収穫期が重なることもあり、町営牧場の牧草収穫にコントラクター作業機を利用することは、現時点では難しいと伺っております。

このため、今後、どのような形であれば利用可能になるのかを含め、釧路太田農業協同組合と相談してまいりたいと考えております。

続いて、2点目のデマンドバスについてのうち、「2カ月間運行して、利用状況はどうだったのか。」についてであります。厚岸町地域公共交通活性化協議会において、本年10月2日から11月30日までの土日祝日を除く41日間実施した、市町村有償運送による、デマンドバスの利用状況につきましては、実証運行を行った5路線全体では、稼働日数の割合が47.3%、稼働便数の割合が34.6%、利用者数が305人であり、前年同期に今回の実証試験と同様の地区を運行した患者輸送バスの利用状況と比較すると、路線によって差はあるものの、利用者数全体では15人上回る状況となったところであります。

路線ごとの利用状況では、末広・床潭・筑紫線は、1日2往復の設定で、稼働日数の割合が100%、稼働便数の割合が40.2%、利用者数は104人。

上尾幌・片無去線は、1日1往復の設定で、稼働日数の割合が58.5%、稼働便数の割合が56.1%、利用者数は78人。

苦多線は、1日1往復の設定で、稼働日数の割合が14.6%、稼働便数の割合が12.2%、利用者数は10人。

大別・太田線は、1日1往復の設定で、稼働日数の割合が12.2%、稼働便数の割合が11.0%、利用者数は29人。

トライベツ・若松・糸魚沢線は、1日1往復の設定で、稼働日数の割合が51.2%、稼働便数の割合が47.6%、利用者数は84人となる結果となっております。

次に、「今後どのようにしていくつもりか。」についてであります。現在、協議会において、実証運行試験における利用者の年齢構成、利用区間、意見など、詳細について分析を進めているところであり、分析ができしだい、路線のあり方などについて検討を行い、厚岸町地域公共交通網形成計画（案）の策定を行う予定となっております。

なお、協議会から町に当該計画（案）を受けた後、町において国土交通大臣に計画書を提出するとともに、事業の早期の実現に努めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、3点目のボランティアハイヤーについて、「ボランティアハイヤーの運行が民間レベルで行われているが、町としてどのように受けとめているのか。」についてで

ありますが、ご質問の取り組みは、厚岸町商工会青年部所属の有志によりボランティアで行われているものであり、昨年度にも同じ時期に行っており、2年目となる取り組みであります。

その内容は、午後8時で町内のハイヤー運行が終わってしまうことから、12月の忘年会シーズンを迎え、飲食店利用客の不便さを軽減しようと、12月8日から23日までの金曜日と土曜日に、午後9時から午前0時まで、商工会加盟の飲食店で事前登録した16店の利用客を対象に、各飲食店間と、帰宅先として湖南・湖北の市街地、床潭、門静駅前、宮園、山の手、今年太田地区まで拡大して実施しております。

ボランティア有志の方々は、日中にそれぞれ仕事をした上で対応するなど、困難な状況を乗り越えての実施であります。飲食店利用者の利便性が向上し喜ばれており、また、飲食店経営者にとっても、営業上とてもありがたいことであり、その奉仕と精神とご労苦に対して敬意を表するものであります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 まず、町営牧場のほうから質問をしたいと思うのですが、昨年からハローワーク釧路のほうへ募集をかけているのだと。現在、町営牧場はたしか予定人数より3人少ないのだというお話を聞いたのですが、それで、答弁書にも書いてあるとおり、一部民間等々の入退牧の、入退牧は前から民間の業者を使って運んでいましたけれども、冬季預託牛は以前、町営牧場の職員が町営牧場の家畜運搬車を使って農家まで届けて、その入退牧を行っていたのですが、今年の冬からは民間業者に委託をしてもらうということに、牧場運営委員会のほうかどこかで決めて、そのようにしますという文書、各全戸、農家に流れて、それはそれでいいのですけれども。

肝心のやはり、人がいないと休みのローテーション等々で日ごろの働く人の人数は当然減ってくる。そうすると、同じ仕事量をしていても、やはり目の行き届かなくなる、生き物相手ですから、いろいろ見ないといけないところがある。なおかつ、この厳冬期になってくると、本当に水も使っていますから、当然凍結する場合もある、それを溶かすのに何時間もかかってしまうとか、いろいろな作業が増えてくる。ただでさえ人が少ないのに、そんなことで時間をとられては肝心の牛のいろいろな病気の見落とし、発情発見もしなければならない、というように支障を来すのではないかなと思って、一体、僕は町内だけだと思っていましたから、募集方法が、それは全国的に広めなければならないのではないかと。道内にも道外にも必ずどこかにはいるのではないかと期待を込めて募集範囲を広げてはどうか。

そうした場合、今度やはり住むところがない。給与体系からみて、当然まちのアパートを借りて、家賃を払って、車ももって、大別まで通勤してとなると、これは条件からいって全然やはり募集、人は来てくれないなど。それでは、やはりまずは、体一つで来てもらって、その後はこちらで用意しますからぜひ働いてくださいというような感じにしないと来てくれないのではないかなと思って、今回こういう質問をさせていただいたのですけれども、そういうふうには考えられないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

町営牧場の作業員につきましては、予算上は当初予算から14名ほどの、これは堆肥センターも含めてですけれども、14名ほどの予算措置をしていただきました。ただ、4月以降は任用の切りかえで、12名の確保ができたわけですが、いろいろな作業員の中にもご都合があって、2名ほどやめられる方、あるいはその後働いてくれる方ということで、現状今11名という状況です。

ただ、充足されていませんから、常に募集という部分では、いろいろな知人、いろいろなつてを使いながら、そういった募集活動を行ってまいりました。そういった中で、実は来年の1月からという希望で、今1名の方が応募に応じてくれています。議会終了後にその方とも会って、どうなのかという面談をさせていただきながら、よろしければ1名また何とか確保できるかなという状況で、常に募集状況、募集を行っているという状況です。

また、委員言われたように、管内にも広めていて、それでもこういう状況で、充足される状況ではありませんので、大野議員が言われるような全国のほうに広げての募集という部分は、常に私どものほうからも現場のほうに投げかけてはいたのです。その際に、いろいろなやりとりの中で言われるような宿泊施設、これも当初はこういったものも用意しなければ駄目かもしれないなど。ただ、町営牧場のところに、あそこに職員住宅があるのです。職員住宅はずっともう人が入っておりませんから、あれが入れる状況にするというと、ほぼリフォームみたいな形で、へたすれば2,000万円近く、あの場所にまた建てかえるような形になれば、かかってしまうなど。

管内だけでなく、全国に呼びかけようとしたときに、できれば子どもさんもいられるような家庭の方が、旦那は町営牧場、奥さんは農業従事者とかということも考えられるのですけれども。夫婦で来られる方もいるかもしれない、子連れの方もいるかもしれない。そういったときに、果たして大別のあの場所でいいかと。あそこで募集して、魅力を感じて来てくれるだろうか。そうすれば、いろいろなことを考えると、まちの中の住宅を借りる際に、その家賃を支援したほうが効果的にはもっと上がるのではないだろうかというような、含めて検討もさせていただいております。

建物を建てたけれども、そして議員言われるような研修できるような、座学ができるようなものを建てたけれども、募集をしたけれども入らない、利用されない、こういったことでは、そうはならないだろうなということで、何らかの形で募集はしないと駄目だと思っています。

農協さんにおいても、農協の職員自体も思ったように採用できる状況にはないという話もお伺いしていますし、先日行われた農家1軒1軒の各訪問しての懇談会、その中でも酪農ヘルパーを増やしてほしいという意見を、農協さんは伺っているようでございますし、町営牧場の、あるいは保育センターの施設の規模を大きくしてほしいという要望も農家さんから出ているようでございます。

そういったことを考えると、やはり人的確保というのは本当に必須なのです。そうい

った部分では、農協さんとどういった形で募集をしていったら有効的なのか。ちょっと検討させていただいて、町は町、農協さんは農協さんということではなくて、一緒になってそういった活動を展開していったほうが、より効果的ではないかと思っておりますし、そういった検討するように町長からも指示受けておりますので、そういった方向が見えた段階で、ならばどういう施策を町としてとらないといけないのかという部分も含めて、検討させていただきたいなと思っておりますのでございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 すごい期待感の込める答弁をいただいたのですけれども、私もそうは思うのです。確かに建物を建てるより、まちの中にあるアパートとかそういうところに住んでもらって、一部の負担を町が出す、それはそれでいいのかもしれないけれども。僕は農協職員もそうなのですけれども、やはり地元に住んでくれて、初めて効果が表れるな。確かに町営牧場のところにも職員住宅ありましたけれども、臨時職員、条例ではあそこには入れませんよね。今となってはもう、あれ昭和45年だか6年の建物ですから、もう多分人は住めない状況。ただし、やはりあそこに誰か職員住んで、本当は住んでくれたほうがいいとは思うのです。これは、致し方ないことなのですけれども。

そういったことで、やはり町は町、農協は農協、これは勝手にやれよではなくて、太田農協もヘルパー職員、本当に必死になって探しておりますけれども、なかなか来ていただけていない。ならば、町営牧場の臨時職員もそのとおりであります。やはり、これは農協と、厚岸町ヘルパー組合だって町が絡んでいますから、やはり同じ農業を支援する団体として、やはり一緒になって何でも、町は町、農協は農協、勝手にやれやではなくて、やはりどういった、確かに立場は違いますからいろいろな意見出てくると思うのです。当然、農協は農業従事者の集まりですから、農家サイドの意見、町は行政からの意見、これを交えた中で、多分いい方向性が見つかるのではないかなと思って、これはやはり早急に体制を確立していただきたい。

牧草収穫もそのとおり、町営牧場も自前でどんどん機械、最近入れていきます。けれども人が少なくなってきたら、なお高能率のもの、牧草作業機なんて本当に町営牧場の機械使ったら3倍くらいの大きさ、一遍に面積の収穫ができる機械までありますから、そういったのを多分、人手がないと牧場本体もそうやって考えていくと、決して牧場の土地狭くなりませんから、大型機械ばんばん走れます。

そういった中で、じゃあだけれども、町の負担、一体幾らあれば牧場まかなえる。費用対効果で全然あいませんよね。そういったならば、牧草収穫機械って、多分1年12カ月あるのですけれども、通算したって1カ月使うか使わないかですよ。あとの11カ月休んでいきますよ。そういうもったいない機械ですから、やはり町営牧場は育成ですから、搾乳牛ではありませんから、ちょっと収穫時期をずらせば、何とか農協の機械回せられるのではないかなと、安易な考えなのですけれども。決して、多分、単協、町でもいいのですけれども、機械を1台入れたら何千万円ですよ。本当に。たかが5,000万円、6,000万円の機械、1カ月にかけるというのは、これは僕個人としてもそんなことはできません。

だから、やはりあるものを使って、確かに補助事業で入っていますから制約あります。けれども、同じ厚岸町内で、あれ防衛省の予算で買った機械ですから、厚岸町も防衛省着弾地で絡んでいますから、何か使える道はあるのではないかなど。やはり、いろいろ協議しながら模索して行って、ああいう機械が壊れたときには、町もやはりそれ相応の負担をして、一緒に入れていくとか考えたほうがいいと思うのですけれども、そういう連携を図っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 人員の確保につきましては、大野議員も言われたように、農業協同組合とも一緒になって取り組んでいきたいなどに思っていますし、ちょっと先ほどの答弁の中で言い忘れたのですが、本当に私どもも、あそこの町営牧場の住宅を使っているの1番いいのです。管理上からも。ただ、こういう状況で、全国にまで広げるような、こういう人手不足になった段階の中で、やはり魅力をつけるという意味では、コンビニが、というか店が近くにあるだとか、病院が近いだとか、保育所が近いだとか、そういうような魅力も立てないと、またまた来てくれないのかなという思いもあって、考え方の一つとしては民間の住宅を借りて、それを支援するという方法もある。あるいは、そういう応募をしたときに、住宅が必要だと。それが太田でもいいようなニーズがあるのであれば、これは建てるに値すると思うのです。ただ、そういったニーズが把握できないうちに、先に住宅を太田なりに建てました、施設を建てました、募集したけれども入らない、こういう状況は避けたいという答弁だったものですから、ご理解いただきたいと思えます。

それと、コントラクターの機械なのです。実は、今年、町営牧場のロールを巻く機械、これちょっと故障してしまったのです。ちょうど収穫期で、もう限られた期間の中で巻かないと駄目だといったときに故障したと。このときに、実は農協さんに相談させていただきました。コントラクターの機械、実はちょっと借りさせていただきました。やっているのです。

でも、町長の答弁にあったように、これは大野議員も言われたとおり、防衛の事業でやっています。そうすると、利用の範囲って決められていて、町営牧場が使うことは本来駄目なのです。でも、町がそういうようなことで農協さんをお願いする際に、農協さんに迷惑かかってはいけませんから、事前に防衛に確認をさせていただきました。そうすると、突発的な災害時的な、そういった場合に使われる、これは駄目だとは言えませんねということでしたので、今回、そういう臨時対応的に協力をしていただきました。

ですから、先ほどの町長の答弁の中に、どういう形であれば、そういう利用ができるのかというの、臨機応変な対応でいろいろな考えていきたいなということで、農協さんのほうにも相談させていただきたいという意味でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 分かりました。何とか、本当にせっかく産業振興課一生懸命頑張っておられるので、本当にお互いに使えるものは使ったほうが、僕はいいと思うのです。そういう道をいろいろ模索して頑張っていたらいいと思います。

それと1点、町営牧場この間、個人的に見学しに行ってきたのです。改善してもらいたいところがある。牛の給水器です。何十器あるか分かりませんが、電気の使わない給水器ついているのは大変効率いいのですけれども、掃除できないのです。ちょっと産業振興課、課長とか分かっているのかもしれませんが。あれをやはりぜひ改善して、掃除のしやすい機械に取りかえていただきたい。

水飲み器、あの機械だと、多分下に泥とかたまっていて、ミミズ沸いていて、衛生上よくありません。確かに牛の病気で水からも、口から入るものですから、病気を誘発するので、早急に考えていただきたい。

その掃除するのもすごい手間です。あの機械。僕も以前使っていましたけれども、こつたらもんやっつけられないなって。うちは全部取りかえたのですけれども。本当にそういう器具です。氷割るのにも、凍ってしまうので、つるはしで何時間も氷割りを朝しないとならないとか、いろいろな作業出てきますので、ぜひ本当に検討していただいて改善をしていただきたい。いかがでしょう。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 申し訳ありません。私、承知しておりません。現場のほうと確認をさせていただいて、どういう改善方法がいいのか含めて、予算も伴うことでしょうか、そういったこと含めて、できるだけそういう改善が早い時期にかかれるように、私ども原課としても頑張っていきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、デマンドバスについてお伺いをします。この結果を見ると、太田地区はそうでもないですけれども、かなりの比率が、半数近く利用していただけたのかなど。今まで患者輸送バスの走っていた路線、走っていない路線、あるのかはちょっとまちは分からないのですけれども、でも確実に増えている。

僕は前の日に電話して予約をかけるというのが、これ意外と町民にとって大変なあれではないかなど。コミュニティバスみたく1日何回回っていて、それにただぼつと乗って病院なり買い物に行けるといふのならまだしも、無駄がないといったら無駄がないのですけれども、そういう町民が煩わしさをどう感じたのかなどか、全然やはりいいよという意見なのか、そういった意見等々は聞こえてきているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今回の実証運行試験にかかります意見の集約は、まだ最終的な

ものはできておりませんが、我々、実証運行始まる前に地区ごと、それから患者輸送バスに乗られている方、保健福祉課等の協力もいただきまして回ったところ、やはり初めて予約型運行を行うということで、確かに煩わしさがあるという意見をいただいたり、逆に乗らない日もあるので、余計な経費を使わないからいいのだと、いろいろ賛否、いろいろ意見をいただいております。

ただ、今回2カ月間の実証運行を行うために、極力こまめな周知には努めたつもりではございますが、どうしても説明会にも来られていない、チラシも見ていただけない等、説明が全てに行き渡らない部分もあった割には、特に最初の1週間はなかなか上がらなかったものが、だんだん徐々に利用される部分では理解をいただいて増えてきたのかなとは、感覚としては、まだデータ出ていませんのであれなのですが、感覚としては感じているところでございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 多分、利用するのはほとんどが高齢者の方だと思うのですよね。やはり、この高齢化社会、今まで車を運転していたけれども、免許返納するとか、ましてこういう冬道になるとアイスバーンになって怖くて運転できないとか、そういった方のためにもやはり実証実験したからには、多分、これ前向きにやっていくのだろうなど、僕はそう思っているのですけれども。そのためのまずデータをとるための実験だと思っているので、どんどんやはり、これが浸透していけばもっともっと多分口コミ等々、老人クラブ等々の会話の中にも出て来るだろうし、いろいろと広まっていくと思うので、ぜひ推し進めていただきたいなという僕の考えでいるのですけれども、町としてはどういう考えをもっているのか、再度お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まだ分析が終わってなくて、協議会のほうにも最終的などという方向で路線を、今回の実証運行を踏まえまして、乗車率高いところ、低いところございますので、どのような運行方式をとるかという協議の部分は残ってございますが、基本的には前向きに考えていきたいとは、担当としては考えてございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 どのまちでも、このデマンドバスとかコミュニティバス運行する方向にはいっているのですけれども、コミュニティバスだと1日ルート何回か、5回とか6回回っているというのがほとんどだと思うのですけれども。協議会の中で、どういう方向性で結論がでるか分かりませんが、やはりより多くの住民の意を汲んだ方向で推し進めていっていただきたいな、そんなふうにするのですけれども、よろしく願いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今回の実証運行試験の路線につきましても、協議会でご協議を  
していただきまして、了解をして、実施した経緯もございます。ただ、その中でやはり  
乗車率、稼働日数、稼働便数にかなり差が出ている部分もありますので、どこをなくす  
とかではなくて、あわせてできないかとか、そういうような検討を今後協議会におい  
ても行っていき、今回は市街地は既存のバス路線ございますので、市街地以外の部分が中  
心になりますが、極力この後も意見等を聞く機会を極力つくるようにして、意見のほう  
は収集して実施に結びつけていきたいとは考えてございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 本当に、今答弁もいただいたのですけれども、利用の少ないところは打ち切  
るのだということなく、山の奥に、うちみたいに1軒ぼつんとしかないところの人のと  
ころでもやはり行くのだという、絶対見落とさないで、同じ厚岸町民ですから、ぜひ救  
っていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 協議会のほうでまだ検討協議を行っておりませんので、確たる  
ことは申し上げられないのですが、全くないということはないような、便数等の調整は  
出てくる可能性もございますけれども、方向性としてはそのようなことで検討を進めさ  
せていただきたいと思いますと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 お願いいたします。

次、最後のこのボランティアハイヤーについての質問なのですけれども、ボランティ  
アハイヤーは駄目だと言っているわけではない、商工会青年部が今年もやっていたけ  
ている、大変うれしく思って、町としてはただ敬意を表するっていうだけで終わってし  
まうのですか、これ。

以前、民間のハイヤーさんが8時以降運行をやめてから丸一年以上過ぎましたけれど  
も、商工会青年部は今月の8日から23日までの金曜日と土曜日、9時から夜中の0時ま  
でだよと。確かに飲食店にとっても、それを利用する町民にとってもいいことなので  
すけれども。公共交通ではないですから、さっきの協議会で話し合われる筋のものでも  
ないのかもしれないけれども、町としてこれ、ハイヤーの問題、何か話題にも何にもなら  
なかったのですか。この協議会とか、そういう課長の集まりとか、今後どうしらいいの  
かというふうにならないものか、その辺をお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町民課長。



●町民課長（石塚課長） 協議会の状況としてお伝えをさせていただきたいと思いますが、協議会では、一応ハイヤーの必要性、公共交通、公共交通ではないは別として、必要性としては必要な足であるというような協議はしていただいているところでございますが、協議会の中で運転手の確保の問題。実際に今現在の状況では、町内のハイヤー事業者が運行できる運転手の確保ができないことで、運行できる状態ではないというところまで、具体的に対策がこうだということまではいっていない状況にございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 確かに運転手が夜間の運転手がないのと、採算のあわない、多分週末とか、こういう年末年始とかはいいのしょうけれども、普段の何もない平日なんかは、やはり利用客が少ない。そういった面で、トータルするとやはり採算的にも、うん、どうなのかなというのものもあるのだろうとは思いますが。

やはり、本当に先ほど6番委員の病院、夜中に、夜中は極端ですけれども、救急車で搬送されて、その帰りもないからどうにかしろ、これやはりそれにも結びつくと思うのですけれども。そっちはそっちで考えていただければいいのしょうけれども。やはりこれはそういった面もあるし、飲食店、確かにお酒飲んだら運転できませんから、徒歩で帰るか、迎えに来てもらうかしないとならない、そういったやはり、町も何か、人を募集して民間に送るわけにはいきませんが、何か手助けできないものなのしょうか。民間ですから、何でもかんでもといったら個人のところに支援しなくてはならないと言われたらそれまでなのですから。

やはり公共交通になりうる問題として、やはり何かしないと、本当にこのまま、これに人間慣れれば慣れてしまうのかもしれないかもしれませんが、その反面、商工会青年部がボランティアやるということは、やはりこの商工業にとっても影響がでるから、俺らボランティアで運転手するから、そうやって協力しようよという善意だと思うのですけれども、それをやはり、うん、いいことだ、いいことだ、手たたいているだけでは、これ駄目だと思うのですけれども。やはり、何か行動に移さないといけないと思うのですけれども、どうしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 重要な課題であります私から答弁させていただきます。

先般、7番議員からも同じような質問があったわけでありまして。今、釧路管内における民間のハイヤー会社、お話しによりましてと全て夜間の運転手がないという状況で困っているようでありまして。標茶町も今度8時で終了するという、8時までですね、運行と、というようなお話しも耳にいたしておるわけでありまして。

ただ、今白糠町で予算提出しているそうですが、白糠町は夜間の運転手が見つかったというお話しを耳にいたしております。そういうことで、我々厚岸町の民会会社に対しまして、何とかならないのかと、仮の話ですが、会社が赤字に対する補填ではなくて、

夜間を運行するに当たっての課題としての協力する点があったら、我々は考えますよという話までしております。

そういう中で、実は夜間運転するには3人の職員が必要だそうです。運転手2人、それから電話を受け付ける人が1人ということであるそうではありますが、それはそれとして、やはり運転手が見つからないということが問題なのです。ですから、我々も今、真剣に考えています。この問題については、またお願いもしております。今、言われましたとおり。

しかしながら、まず運転手がないというのが大きな悩みでございまして、これは商工会青年部、やはり商工会として飲食店の関係が多いものですから、現状を打破するために、やはり安定な経営を願うためには、やはり足が必要だということで、積極的な中で金曜日と土曜日、自らのボランティア精神で運転をするということでございまして、本当にありがたく思っておるわけですが、実際の8時以後の運行について、民間会社の運行については、そういう状況にあるということをご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 動いていただけるのは、我々には全然伝わってこないもので、水面下での話で、町長一生懸命頑張ってくれているのだなと思うのですけれども。本当に町は何もやっていないんだぞ、ちゃんとやっているんだぞと、答弁いただきましたので、ぜひやはり夜間運行について支援できるものは支援して、本当にまちの活性化に向けてやっていただきたい。以上であります。どうかよろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、先ほどお話しいたしましたとおりであります。町といたしましても、夜間運行、ハイヤーの運行について、民間会社であったといえども、どういう点で協力できるか、努力できるかという点も考えながらも、何とか8時以後も運行できるような体制を願っているということでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 以上で、大野議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労様でした。

午後 5 時 5 分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成29年12月13日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員